令和７年第２回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（令和７年６月５日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

◎出席議員（１８名）

議長	１番	加澤　明君
副議長	１０番	佐々木　卓也君
	２番	浅野　一朗君
	３番	小比類巻　大晃君
	４番	久保田　隆二君
	５番	舩見　昌功君
	６番	小比類巻　孝幸君
	７番	鈴木　重正君
	８番	遠藤　泰子君
	９番	下山　光義君
	１１番	奥本　菜保巳君
	１２番	澤口　正義君
	１３番	瀬崎　雅弘君
	１４番	西村　盛男君
	１５番	春日　洋子君
	１６番	小比類巻　雅彦君
	１７番	馬場　騎一君
	１８番	堤　喜一郎君

◎説明のため出席した者（２９名）

市長	小檜山　吉紀君
副市長	佐々木　亮君
総務部長	田中　浩君
政策部長	大塚　勤光君
財務部長	伊澤　徹君
市民生活部長	沼辺　慎也君
健康福祉部長	山本　京子君
経済部長	坂岡　敏行君
建設部長	角　貴浩君
上下水道部長	種市　俊之君
総務部参事兼秘書課長	種市　剛大君
政策部参事兼政策調整課長	長根　隆弘君
政策部参事兼基地渉外課長	田代　史麿君
財務部参事兼財政課長	前川原　浩貴君
健康福祉部参事兼障がい福祉課長	大塚　英知君
総務課長	山本　真人君
防災危機管理課長	山本　誠君
管財課長	中村　容三君
介護福祉課長兼地域包括支援センター長	栗原　由起子君
観光物産課長	岡部　英和君
土木課長	山本　隆康君
三沢病院事務局長	山本　新一君
消防長	田中　誠君
消防本部警防課長	坂上　博輝君
教育長	山内　康之君
教育部長	岡部　章典君
教育総務課長	渡辺　英明君
学務課長	上村　正信君
学校教育課長	佐伯　仁君

◎職務のため出席した職員

事務局長	長根　正登君
次長	三上　雅代君
議事総務係長	中嶋　泰史君
主査	澤村　一志君

午前１０時００分　開議

○議長（加澤　明君）　おはようございます。

出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、タブレットに配信しております議事日程第２号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（加澤　明君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

奥本菜保巳議員の登壇を願います。

奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　おはようございます。日本共産党、奥本菜保巳でございます。

それでは、基地問題、行政問題について、通告順に一般質問をいたします。

初めに、基地問題について伺います。

基地問題の１点目、米軍三沢基地における訓練状況について伺います。

近年、三沢基地では、米軍の外来機やイギリス軍、オーストラリア軍による訓練のための飛来が見受けられるようになりました。

オーストラリアとの関係性では、今年５月３１日、シンガポールにおいて第２２回アジア安全保障会議の機会に、日米豪（日本・アメリカ・オーストラリア）の防衛協力深化のための取組に関する日米豪防衛協議体閣僚級会談が開催され、共同声明が出されました。

その共同声明には、「我々は、インド太平洋地域の厳しく複雑な安全保障環境を認識し、自由で開かれたインド太平洋の維持・強化のための日米豪のパートナーシップの重要性を認識する。日本周辺における抑止力及び対処力の強化を目的とし、自衛隊とのより実践的な活動のための、豪国防軍及びその他のパートナーの軍隊による日本へのアクセスのさらなる促進」という文言が盛り込まれています。

今後、オーストラリア軍の飛来が常態化されることが懸念されます。

また、米軍外来機の三沢での訓練についても、２０２３年に続いて、今年４月１５日午後８時過ぎに、当市の基地渉外課にＢ－１Ｂ爆撃機が到着したと連絡が入りましたが、機数や目的、滞在期間など、詳細な説明はなかったということでした。

当市に対し、事前通告や詳細説明がない米軍の対応に、不信感しかありません。地元軽視と言わざるを得ません。

Ｂ－１Ｂ爆撃機は、全長約４４メートルの大型機で、最高時速はマッハ１．２、レーダーに発見されにくく、超音速で目標地点に進入し、多くの爆弾やミサイルを搭載し、戦略爆弾を行うことができるとされています。

所属は、アメリカ・テキサス州ダイエス空軍基地の第９遠征爆撃飛行隊、三沢を拠点とした爆撃作戦の能力向上を図り、北朝鮮や中国を牽制する狙いがあると見られると報道されております。

しかし、相手国から見れば、それが脅威となり、軍事的緊張を高め、三沢が反撃の標的になる危険性があるのではないでしょうか。市民にとっても、訓練強化による新たな基地被害が発生するのではないでしょうか。

実際、４月２９日に、Ｂ－１Ｂの機体の不具合により滑走路が一時閉鎖され、民間機２便に影響がありました。１便は羽田に引き返し、もう１便は欠航となり、多大な損害を与えています。二度とこのようなことが起こらないよう、厳重に抗議すべきと思います。

このことからも、米軍や多国軍による外来機の訓練受入れに対し、三沢市として厳しく対処していく必要があります。

当市として、この事態を受け、どのような対応をされたのか、所見を伺いたいと思います。

また加えて、５月５日に、Ｆ－１６戦闘機による機体トラブルにより、伊丹－三沢線の民間機の目的地が青森空港に変更され、折り返し便が欠航となった事態についても当市の所見を伺います。

次に、基地問題の２点目、米軍以外の多国軍による自衛隊との共同訓練について伺います。

自衛隊との共同訓練も見据えた米軍以外の多国軍の三沢基地での訓練に対しては、基地に起因する市民生活への影響、すなわち騒音被害や航空機の墜落事故、軍人等による事件・事故の発生などに対し、どのように市民の生命・財産、安心・安全を守っていくのかが問われる問題だと思います。

まず、アメリカ以外の多国軍の三沢での訓練は、２０１６年にイギリス軍が展開していました。私は、その当時に、イギリス軍の派遣部隊の軍人及び軍関係者が航空機事故や事件・事故を起こした場合、どのような扱いになるのか疑問に思っていました。その後、イギリスとは、２０２３年1月１２日に円滑化協定を締結しています。

円滑化協定とは、日本の自衛隊と多国軍との互いの国への入国を簡素化し、武器・弾薬の持ち込みや事件・事故が起きた場合の刑事・司法手続きを定めたものとなっています。

日本は、オーストラリアと２０２２年１月６日に締結しています。フィリピンとは２０２４年７月８日に締結しています。このことが意味することは、米軍も含め、協定を結んだ多国軍と自衛隊との共同訓練が一層強化されるということではないでしょうか。基地に起因する基地被害が深刻化するのではないでしょうか。

そこで、当市として円滑化協定も踏まえ、市民の生命・財産、安心・安全を守るためにどのように対処していくのか伺います。

次に、行政問題について質問します。

まず、行政問題の１点目、介護福祉施策について伺います。

厚生労働省では、平成２９年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、計画・実行・評価・改善のＰＤＣＡサイクルによる取組を制度化しています。

この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設しています。

さらに、令和２年度からは、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、前段の保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のメリハリづけを強化しています。

そして、今年度からは、介護保険保険者努力支援交付金の目的の中の認知症総合支援の取組状況の項目に、難聴高齢者の早期発見・早期介入の取組が評価指標の対象となりました。難聴高齢者の早期対応や普及・啓発などの取組、補聴器購入にも国の交付金が充てられることになりました。

山形市では、この制度を活用し、認知症の発症と大きく関わる加齢性難聴の対策を介護予防事業の重点施策として、力を入れています。「山形市聴こえくっきり事業」です。

当該事業は、山形大学医学部耳鼻咽喉統計部外科学講座、山形市医師会、山形県言語聴覚士会、日本補聴器販売店協会、ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社の医療・産業・学会・官（行政）が連携し、普及啓発、アプリによる早期発見、補聴器相談医による診察や補聴器購入支援等の早期対応、補聴器相談医や認定補聴器専門店によるフォローアップ、データ分析までの一連の事業をパッケージ化して実施しているということでした。

私は、昨年１２月議会で、加齢性難聴の専門医での検査の無料化と補聴器購入の助成金事業をセットにして取り組むべきと提案しました。補聴器購入までに、段階的にきめ細かく補聴器の必要性と効果を認知することが必要だと感じているからです。

自己判断で補聴器を購入したけれども、ザーザー音がうるさくて使っていないという方の声を数人お聞きしています。補聴器購入に際しては、補聴器相談医師に気軽に診察してもらうことが重要だと思います。

そこで、当該交付金を活用し、きめ細かな対策に取り組むべきと考えます。当市の見解を伺います。

続きまして、行政問題の２点目、特別障害者手当の周知について伺います。

特別障害者手当とは、障害者手帳を持っていなくても、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な２０歳以上の人に、月額２万９，５９０円が支給される国の制度です。

対象は、特別養護老人施設を除く自宅での介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所への入居者です。また、入院、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院は３か月以内なら対象となります。

介護には、お金がかかります。以前、有料老人ホームに入所されている要介護５の高齢者の身内の方から「病院に通う際の介護タクシーの利用に１回２万円以上かかり、大変経済的に苦しい」というお話を伺いました。その方に、当該障害者手当の制度を紹介しました。早速、障がい福祉課に申請、認定されました。大変喜んでいらっしゃいました。

当該手当は、名称に障害という言葉が入るため、介護を受けている方々は対象にならないと誤解されている節があります。そのため、対象となる可能性の高い介護度３以上の人が全国で１８４万２，０００人に対し、手当の受給者は１３万６，０００人、７％程度にとどまっています。もっとこの制度の周知と活用を図り、少しでも経済的援助につなげるべきと思います。

そこで、次の点について伺います。

当該手当支給の対象となる可能性が高い要介護度３以上の人数と受給者数、当市における制度の周知方法について伺いたいと思います。

以上をもちまして、壇上での一般質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（加澤　明君）　ただいまの奥本菜保巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　おはようございます。

ただいまの奥本議員御質問の基地問題の第１点目、米軍三沢基地における訓練状況については私から、そのほかにつきましては政策部長並びに健康福祉部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

当市は、国から三沢基地で実施される訓練の通告を受けた際に、訓練内容について丁寧な説明を求めるとともに、訓練の通告等における情報は、できる限り速やかに情報提供するよう求めております。また、事案に応じて基地安全対策連絡調整会議を開催し、関係機関に要請するなど、適切に対処しているところであります。

４月及び５月に、三沢基地において発生しました米軍機のトラブルにつきましては、滑走路の閉鎖により、民間機の引き返しや目的地変更、さらには、欠航するといった影響が出た旨の連絡を国より受けております。特に今回は、大型連休中における乗客の移動に多大な支障を来したところであります。

当市といたしましては、今回のトラブルは市民に大きな影響を及ぼしたものがあると重く受け止めております。

そのため、市民の皆様に大きな不安を与えないためにも、原因究明、速やかな情報提供及び安全対策に万全を期すとともに、再発防止に努めるよう、米軍や国に対し要請を行ったところであります。

私からは、以上であります。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（大塚勤光君）　基地問題の第２点目、米軍以外の多国軍による自衛隊との共

同訓練についてお答えいたします。

日本が多国と締結する円滑化協定につきましては、主に共同訓練や災害支援などにおける円滑な連携を目的として、自衛隊と外国の軍隊が相互に相手国を訪問して協力活動を行う際、その手続や法的地位などを定める協定であるものと承知しております。

当市では、国から三沢基地で実施される訓練の通告を受けた場合に、その内容について丁寧な説明を求めるとともに、訓練の通告等における情報は、できる限り速やかに情報提供するよう求めております。

また、事案に応じて基地安全対策連絡調整会議を開催し、関係機関に要請するなど、適切に対処しているところであります。

そのような中、今年４月には、一時的に豪空軍機が三沢飛行場に飛来して活動する旨の連絡を国より受けておりますが、基地外での隊員の行動等については、情報提供がなされておりません。

当市といたしましては、こうした訓練が実施されることにより、市民の皆様に大きな不安を与えることのないよう、安全飛行はもちろんのこと、整備点検には万全を期し、絶対に事故のないようにすること、航空機騒音の縮減及び隊員の外出時における綱紀粛正などについて、その都度要請してまいります。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本京子君）　行政問題の第１点目、介護福祉施策についてお答えいたします。

介護保険制度における介護保険保険者努力支援交付金は、平成２９年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、令和２年度に介護予防や健康づくり等に資する取組の強化・充実を図ることを目的として創設され、保険者の取り組むべき目標に関して、評価指標を設定し、その評価結果に応じて交付されるものとなっております。

評価指標につきましては、目標項目として、介護予防・日常生活支援の推進、認知症総合支援の推進、在宅医療・在宅介護連携体制の構築、高齢者の状況に応じた自立した日常生活の四つに分類されており、今年度から認知症総合支援の推進に難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組状況を評価する項目が追加となっております。

当市では、認知症総合支援の推進につきまして、認知症の方々が地域で尊厳を持ち、その家族が安心して生活できることを目標として、現在、様々な施策を進めているところであります。

近年、加齢による難聴は、生活の質の低下や認知機能の悪化に影響を与えることが分かってきており、介護予防や生活の質を維持していくための重要な要素の一つとして、難聴高齢者の早期発見と早期介入が挙げられるようになりましたが、本人や周囲の家族が気づかないうちに進行してしまうことが多く、適切な支援や受診につながりにくいといった懸念も指摘されております。

そこで、今年度から難聴高齢者への取組として、三沢市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業を実施し、身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが軽度または中等度難聴者に対し、補聴器購入費の一部助成を行っております。

しかしながら、難聴高齢者の早期発見・介入等については、現在のところ実施していないことから、先進事例などを参考にし、地域の特性を勘案しながら早期に取り組むよう、引き続き高齢者福祉の充実に向け努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、行政問題の第２点目、特別障害者手当の周知についてお答えいたします。

特別障害者手当は、２０歳以上で身体または精神に重度の障害が重複するなど、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に対して支給され、障害者手帳を持っていない場合でも同程度の障害が認定される場合には、医師の診断書を基に審査を受け、受給できる国の公的制度であります。

また、高齢者が介護認定を受け、要介護３以上で同等の重度害障が認められ、申請要件を満たした場合でも受給できる可能性があります。

当市におきましては、特別障害者手当の申請は障がい福祉課、介護認定の申請は介護福祉課とそれぞれ窓口が異なりますが、情報を共有し、連携しながら対応しているところであります。

また、高齢者が抱える複雑な相談に対応すべく、介護福祉課に地域包括支援センターを設置しているほか、居住する地域ごとに在宅介護支援センターを４か所に委託し、総合相談窓口を含め、包括的な支援を実施しているところであります。

御質問の要介護３以上の人数につきましては、令和７年３月末現在、７３０名が認定を受けており、そのうち特別障害者手当を受給されている方は１０名となっております。

次に、特別障害者手当の周知につきましては、「障がい者のしおり」を窓口に設置し、相談者に配布しているほか、市のホームページにも制度の内容や申請方法について掲載し、周知しているところであります。

今後につきましては、在宅高齢者やその家族、支援事業所などへ、より一層周知を図るべく新たな手法も検討しながら、申請手続が円滑にできるよう改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、基地問題の１点目、米軍基地における訓練状況についての再質問をさせていただきたいと思います。

先ほども述べましたけれども、日本では、近年の中国による、南シナ海への一方的な現状変更の試み、地域の緊張を高める行動、私ども日本の領土であります尖閣諸島。これは日本の領土です。こういったところに大変危険な試みといいますか緊張を高める行動が繰り返されているというのは、私も承知しております。また、海洋進出、インド太平洋地域の安定強化のための戦略的抑止として進めているわけです。

日米軍事同盟、中国を念頭に日米軍事同盟の強化。イギリス、オーストラリア、フィリピンとも連携しながら、共同訓練・軍事拡大を今進めています。

これに連動して、三沢基地でも、他国軍による自衛隊との訓練等、基地機能強化が進められていると私は思っています。

しかし、先ほども様々、これまでも基地被害に対して原因究明、速やかな情報提供、再発防止を米軍、国に対し要請しているとおっしゃっていましたけれども、これは何度繰り返されて解決していないわけですよ。

このまま、何でも国の言いなり、米軍の言いなりに進めていけば、受け入れていけば、三沢市民に不利益となる基地被害が増幅されるのではないかと私は懸念しています。

市民にとって耐え難い事態が生じた場合、訓練を拒否することも辞さないという構えを取るべきだと思っています。

過去には、先例があります。故鈴木市長が、三沢基地での夜間離着陸訓練をやめさせたというお話を伺ったことがありました。それ以降は、硫黄島で暫定的に訓練が行われています。今でも三沢基地は、硫黄島が悪天候のときの予備施設に指定されていますが、訓練は行われていません。

市民の安心・安全を第一に考えれば、米軍や国に対し、毅然とした対応を取ることが、私は市民の生命・財産、安心・安全を守ることにつながると思っています。

先ほども言いましたけれども、今後もこういったことがあった場合に、先例に倣って厳しく対応すべきだと思いますけれども、それについての見解をお願いします。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（大塚勤光君）　ただいまの奥本

議員の再質問にお答えいたします。

市民に対し、大きな不安とか損害を与えないように、米軍や国に対して厳しく対応すべきではないかといった再質問だと思いますけれども、当市といたしましては、これまでも夜間訓練やデモフライト、そしてＦＣＬＰなど、これまでも市民に大きな影響があると思われる訓練に対しましては、基地が所在する自治体といたしまして、米軍や国に対して訓練の中止を要請してきたところであります。

今後におかれましても、そのような市民の生活に大きな影響を与えたり、市民の生命・財産、そして安全・安心を脅かすような事故等が発生するおそれが少しでもあると考えましたら、その都度、米軍や国に対して訓練の中止を強く訴えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

これまでも中止を様々、国、米軍に対して要請してきたということなのですけれども、何か同じようなことが繰り返されていて、形骸化しているなと感じています。

やはりもっと強い態度で、毅然とした態度で対応していかないと、本当に防げないと私は思っています。ですので、引き続き、当市に対しては、市民の命、そして安心・安全を守るために、毅然とした態度で対応していただきたいと念を押しておきたいと思います。

次に、基地問題の２点目、米軍以外の多国軍による自衛隊との共同訓練について再質問をさせていただきたいと思います。

先ほども、他国軍、日本の場合はイギリス、オーストラリア、フィリピンとの円滑化協定を締結して、お互いに自衛隊、他国軍が日本での訓練をするということなのですけれども、その中で、やはり円滑化協定というのが市民にもなじみがなくて、この内容はどういうものなのかなと。これは本当に三沢市民にとって不利益に全くならないと言えるのかということを私は疑問に思っています。

自国の運転免許証での運転を可能にするとか、訪問した隊員が事件・事故を起こした場合、公務中以外は受入れ国側が裁判権を持つとか、いろいろ日本にとって不利益になる。実弾を入れた訓練だとか、この内容をきちんと精査する必要があるのではないかなと思うのです。

イギリス、オーストラリア、フィリピンそれぞれに円滑化協定締結されていますけれども、その中身というのはどうなっているのかなというのをつかむ必要があるのではないかなと思います。それについて御答弁をお願いします。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（大塚勤光君）　ただいまの奥本議員の再質問、円滑化協定の内容をよく精査して、市民にどういった影響を与えるのかといったことを検証していくべきではないかといった再質問にお答えしたいと思います。

奥本議員おっしゃったとおり、円滑化協定につきましては、まだ不透明な部分があると私も思っておりまして、二国政府間で自衛隊とその外国軍の相互の往来を円滑化するための協定であると理解しておりますが、地域の影響として考えられるのは、訓練による騒音問題や安全対策が不十分であると市民に対する安全面での懸念が生じるといった可能性がございます。

また、訓練中の事故であるとか、訓練以外でも市民を巻き込んだ事件や事故への両国の法的な対応など、まだまだ円滑化協定の中では不透明な部分があると考えております。

このようなことからも、現在、国が締結しておりますオーストラリアやイギリスとの円滑化協定の内容を検証しながら、市民が安全で安心して暮らせるように、今後、国に対して要望すべきことはその都度要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　ありがとうござ

います。

市民に不利益のないように、しっかり検証していくということが大事だと思います。

私は、今回の訓練の強化とか一連の状況を見ていますと、本当に大丈夫なのかなと思っていて、中国に対する北朝鮮も含めて、それに対しての対応というか強化だと思うのですけれども、今トランプ政権になって、防衛費もＧＤＰの２％とか３％とか、アメリカ製の兵器をたくさん購入しろとか、そんなことも言われながら、中国を脅威としながら進められているわけなのですけれども、こんなことをしていたら、国が自滅するのではないのかなと私は思っていまして、その国の言いなりになっていると、三沢市も市民の命を守れないし、三沢市が発展するどころか三沢市も一緒に自滅するのではないかなということを私は大変危惧しております。

そういったところで、包括的に今の情勢をしっかりとつかんで、どうやって三沢市民を守るか、三沢を守るか。標的になったら困るわけですから、そういった部分も含めて、しっかりと検証していただくことが今求められていると思います。

次に、行政問題について再質問をさせていただきたいと思います。

まず、行政問題の１点目、介護福祉施策についてお伺いしたいと思います。

私も、今年度、当市が補聴器購入費助成事業を実施するということは承知しております。事業費は７０万円で、片耳４万円という補助なのだと思うのですけれども、１０人程度見込んでいると伺っておりました。

７０万円というのは、単費で、市の全額負担になります。たった１０人程度と、かなり少ない予算規模だなと思っています。

私の周りには、聞こえが大変だという方々がたくさんいまして、そういった方々が補聴器を使わないで生活しているわけですね。なので、申込みがそんなにないからといって、そういう対応ではなくて、聞こえで苦労している方々、また認知症を減らすという視点で、そういう姿勢で取り組んでいかなければならないと私は思っています。

今回、介護保険保険者努力支援交付金というのを私は山形市の担当者の方に伺ったのですけれども、これは交付金なので、補助金ではないので、やり方によっては１００％補助で。山形市はその補助金を活用して９００万円の事業費というもので事業をやっているということだったのです。

こういった国の交付金を活用して認知症予防――そこに行き着くまでは、段階を経なければならないと思うのですね。補聴器の使用によって機能低下を防ぐことができる。効果は明らかになっています。なので、私は、この取組、来年度の項目の申請というのは８月だと伺っていました。今、行っている認知症、介護予防の施策を見て、今後検証していくという御答弁をいただいたので、私は期待しているのですけれども、山形市のような先進的な自治体があるわけですから、こういう取組が必要だと思うのですけれども、これについて研究されてはいかがかなと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本京子君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

交付金を充当するか否か、現在のところは決まっていないところではありますが、現在行われております各事業の優先度を精査して検討してまいりたいと考えております。

なお、追加項目である難聴高齢者の取組については、各教室や研修会で普及啓発、講演会等で簡易検査とか補聴器の試聴体験など、早期実施を図る予定でおりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

予算７０万円という補聴器購入助成では、私は足りないなと思っています。もっと購入できる方々の人数、予算規模を増やさなけれ

ばいけないなと思っていますので、その辺も考えていただければなと思います。

次に、最後の質問ですけれども、行政問題の２点目、特別障害者手当の周知についてなのですけれども、周知徹底されるということで、今、受給されている人数も大変少なかったなという印象を受けました。

介護をしている人たちというのは、入所でも、自宅で介護していても、本当にお金がかかるのですね。高齢者の方は年金暮らしですから、家族が助けなければならないという方もいらっしゃいます。

そうした中で、２万９，０００円、ちょっとですけれども、これは「大変助かる」という声があったのです。なので、どんどん広げていただきたいなと思っているのです。

周知方法なのですけれども、三沢ではありませんけれども、他の自治体でのケースでは、この制度自体があまり認知されていないというか、知られていないということで、申請しても、担当者の人が「多分これ受けられないと思いますよ」という話をしたり、病院の先生が「何だ、これは」と診断書を書いてもらえなかったりと、実際、受ける側がこの制度を認知していない、知らないということで。なかなか手当の受給までには、進んでいないという情報があったわけなのです。

そこで、周知については、手当を受けられる可能性のある方々に、この制度があるよということだけではなくて、病院の担当者とか診断書を書く医師、ケアマネージャー、今既にやっていらっしゃると思うのですけれども、介護福祉課、障がい福祉課の窓口の職員といった方々にも、この制度をしっかり理解していただいて、その方が受けられるように助けてあげるという気持ちで対応するべきだと思うのですけれども、こういった方々への周知についての答弁をお願いします。

○議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本京子君）　ただいまの御質問の特別障害者手当の周知方法についてお答えいたします。

特別障害者手当は、障害者の方々が生活を安定させるために支給される重要な制度であります。医師は申請に必要となる診断書を作成し、ケアマネージャーは制度の利用がスムーズに行えるよう支援する役割を担っております。

制度の理解不足が原因で、適切な診断書が作成されなかったりすることのないよう、三沢地区医師会への協力要請をはじめ、福祉関係機関への公的制度の周知など、より多くの方々が特別障害者手当を適切に利用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　以上で、奥本菜保巳議員の質問を終わります。

それでは、市政に対する一般質問を次に移ります。

遠藤泰子議員の登壇を願います。

遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　かがやきの遠藤泰子でございます。

通告に基づきまして、財政の健全化、人事行政、道路行政、教育問題の４点を順に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

２０２５年５月２３日に公表されました総務省統計局による消費者物価指数によりますと、総合指数では、２０２０年を１００として１１１．５、前年同月比では３．６％の上昇とのことであります。

また、日本銀行による経済・物価情勢の展望においては、生鮮食品を除く消費者物価指数は、２０２５年度は２％台半ば、２０２６年度は２％程度の上昇率で推移する見通しであるとのことでありました。

私たちの日常生活においても、様々な物の価格が上昇し、それぞれの家庭においては、削るものは削りながら生活していくための対策をされているものと思います。

この状況を三沢市役所に置き換えますと、人口減少と少子化、高齢化が進み、税収などの歳入が伸び悩む中、物価高騰に伴う経費の

増大が加わり、当市の財政状況はこれまで以上の厳しさを増すものと危惧しております。

基金残高の減少と起債が増加する状況の中、特に人件費の増加や施設管理費の上昇に対する経費の圧縮は危機感を持って早急に取り組むべきではないでしょうか。

歳入確保と歳出の見直しの徹底にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今回の財政健全化の質問につきましては、歳出の見直し方法について、３点質問いたします。

１点目は、ビルド・アンド・スクラップの徹底についてであります。

これまでもスクラップ・アンド・ビルドを進めてこられたものと理解しておりますが、社会情勢の変化とともに、市に対する行政需要が複雑化、高度化していく、見通しづらい先行きの中、これまでのスクラップ・アンド・ビルドの手法では、既存の事業の見直しが進まず、時代が要請する新たな事業に予算を振り分けることができなくなるものと思っています。

事業効果、市民ニーズの変化など、状況に応じて事業の優先順位の最適化を目指すべきと思います。どの事業を削るかではなく、既存の事業を含めて、事業の優先度、重要度、将来性などを主眼に置いた事務事業の見直しが必要ではないかと思います。

スクラップが先ではなく、何が必要なのか。ビルドが先です。ビルド・アンド・スクラップなど、今後における当市の事務事業の見直しの取り組み方について伺います。

次に、行政事業レビューの導入についてですが、ビルド・アンド・スクラップを進める上で必要となるのが、既存の事業の総点検です。これは、単に事業をやる、やらないの選択ではなく、ＰＤＣＡサイクルを機能させるためでもあり、事業の優先度の公差とともに、実施手法の改善、業務の効率化にもつながっていくと考えられ、その検証結果をビルド・アンド・スクラップに反映させていくことが重要であると思っています。

行政事業レビューの実施について、市の見解をお伺いいたします。

次に、施設管理に係る施設別セグメント分析についての質問ですが、令和５年６月、総務省自治財政局から施設別セグメント分析の促進についての資料が出されております。

施設別セグメント分析は、公共施設等総合管理計画の策定及び見直しなど、公共施設マネジメントに有効とされており、事業別施設別のセグメント分析を行うことにより、効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであります。

さらに、地方公会計と公共施設の適正管理をリンクさせることにより、公共施設マネジメントをより効果的に推進することが可能となるとのことであります。

当市においても、今年度、新たに管財課に公共施設マネジメント係を新設し、本格的に進めていくものと思いますが、セグメント分析について、これまでの実施状況を伺います。

次に、人事行政の質問となります。

「企業は人なり」。かつて経営の神様とたたえられた松下幸之助氏の言葉であります。企業の継続的な成長のためには、優秀な人材の採用・育成が必要不可欠であり、よい仕組みがなければ、人を生かすことができないのであります。人材育成の取組を軸に、何点かお伺いします。

地方公共団体における人事評価の効果については、人材育成とモチベーションの向上、行政サービスの向上、コミュニケーションの促進、人事配置、業務分担の適正化など、メリットがあるとされており、当市においても取り組まれているものと理解しています。

人事評価については、適切か否かが非常に重要であり、形式だけの人事評価であれば全く意味がなく、職員の士気が上がらず、組織の活性化にならなければ、行政サービスの向上にもならない。結果、自治体間競争に遅れていくということになります。

また、評価方法の適正化については、部署

ごとに職務内容が異なるほか、全体では多くの評価者がいることから、評価の平準化が困難であるなどの課題があるのではないかと推測しております。

当市においては、今年度、人事戦略係が新設されましたが、職員の意欲向上、スキルアップ、適切な人事配置を目指すためにも、全部署において適切に評価されることが重要であり、評価誤差を縮小させるために、評価者訓練や人事評価研修などの対策が必要であると思います。

三沢市役所という組織が意欲を持って勤務し、活性化するような適切な人事評価となっているのか、人事評価の現状について伺います。

次に、昇任試験についての質問ですが、当市においては、以前は他自治体に先駆けて管理職昇任試験を実施し、その後、係長昇任試験に変わり、現在は実施していないものと認識しております。

職務が複雑化・高度化する中にあって、人件費の抑制を図りつつ、一人一人の職員のスキルアップがまずもって必要であると思います。職員個々の能力差が自治体間格差にもつながっていることから、職員研修のみならず、昇任試験を契機とした自己研さんによるスキルアップがさらに重要性を増すものと思います。

今後、公平で明確な評価基準を設定した上で、実践的な試験形式も取り入れるなど、以前よりもバージョンアップさせた昇任試験を実施する考えはないかについてお伺いします。

次に、ジョブローテーションについての質問ですが、地方自治体職員、特に市民に一番近い市の職員は、市民からの行政全般にわたる幅広い知識と経験が必要であると思います。

このことから、人事異動や担当替えなどにより、適材適所を目指しながらも、市職員としての個々の能力アップを目指して配置しているものと推察しております。

特に、若手職員においては、行政に関する幅広い知識を取得するスキルアップの観点からのジョブローテーションも重要ですし、一定の経験を積んだ職員においても、部署ごとのスペシャリストを配置する観点から、人事異動の周期を長めにしていくなどの工夫が求められていくものと思っています。

当市における人材育成及び組織力向上に向けたジョブローテーションの考え方について伺います。

次に、職員研修についての質問ですが、当市においては、現在、青森県自治研修所における研修など、各種の研修を実施しているものと思います。職員研修は非常に重要であることから、集合研修のほか、しっかりとしたＯＪＴを行うことも重要です。

当市においては、ぜひとも職員一人一人が自らスキルアップを目指す職場風土をつくり上げ、他市に勝る市役所となってほしいと願っています。

現状において、県内の他市と比較し、研修内容は充実していると考えているのか、伺います。

次に、先進地視察研修についての質問ですが、これまで私は、議員活動を通して先進的取組をしている多くの自治体を見てまいりました。いつも感じることは、職員の皆さんも先進的取組について、先進地に赴き、肌で感じ、考え方、手法など、情報収集に努めて、積極的に当市の施策に取り入れてほしいということです。

地方行政の世界は、民間企業のような企業秘密というものがありません。よい事業を公開し、メリット・デメリットを教示してくれます。よい手本があるならば、積極的に活用すべきと思います。

先進地を視察することは、単に事業や施策を参考にするだけではなく、インターネットだけでは分からない、事業化に至った経緯、取り組み方、担当職員の考え方など、先進自治体ならではの職員スキルについて学ぶ機会にもなるものと考えています。

このことから、職員の先進地視察研修を充実化させる考えはないか、伺います。

次に、道路行政への質問となります。

春になり、市内の道路の至るところに交通の妨げになるほどの穴ぼこや、ひび割れが見受けられます。いつ直るのかと見ておりましたが、なかなか直りません。

道路修繕については、市民からの情報などを基に随時補修していると推察しておりますが、補修までの時間が遅く、事故にもつながりかねない危険な箇所さえあります。時間がかかる要因として、場所が特定できないのか、あるいは補修に時間がかかるのかは分かりませんが、少し遅過ぎると思います。

道路修繕の業務において、早期発見、早期補修という考え方はないのかもしれませんが、インターネット上でほかの地域の情報を見ますと、市民からのスマホ情報を活用したり、ドライブレコーダーからの映像を解析し補修につなげる試みも見受けられました。

様々な手法があるかと思いますが、官民連携のＤＸ化を進め、道路補修のスピードアップ化を図っていく考えはないか、伺います。

次に、教育問題、教員の働き方改革に関する質問となります。

文部科学省は、２０１９年に公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定しました。

教員の働き方改革のポイントとして、業務改善方針の策定、学校運営体制の見直し、教員業務の軽減や分散、削減できる業務の洗い出しなどが示されております。

他自治体の取組事例も紹介されており、全国的にも進められていると思いますが、当市においてはどのような状況であるのか。学校現場が多忙化する中、市内の小中学校の働き方の現状と改善のための取組について伺います。

次に、定年延長や再任用の教員の指導主事等への活用についての質問です。

令和４年１月、文部科学省初等中等教育局から、公立学校教員の再任用の現状と、高齢期の教員に期待される役割について示されております。

その内容といたしましては、定年前に培った高い指導力等を生かして、若手教員等への指導的役割などが紹介されており、活用事例として、指導担当教員や教育委員会の指導主事、若手教員の相談役などが期待されているとの内容でありました。

学校現場では、教員の過重業務対策として、働き方の改善が求められる中、八戸市で行われているように、学校現場においては現職の教員を増やし、再任用等教員は教育委員会の指導主事として培った経験と指導力を生かしてもらうことが効果的な学校運営につながるものと考えております。

教育委員会の見解についてお伺いします。

最後に、学校警備員の配置についての質問です。

５月８日、立川市の小学校で、男２人が２年生の教室に進入し、教員を暴行、教職員５人がけがをするという事件が発生いたしました。マニュアルに沿った対応がなされたとのことでありますが、見回りを強化するなどの新たな対策が取られているとのことであります。

新たな対策を取るということは、すなわち教員に新たな負担を強いることになり、児童・生徒に対する細やかな対応をさらに進化させなければならない状況の中、教員の業務を減らすタスクシフトも必要ではないかと思います。

学校警備員を配置することは、不審者への犯罪抑止力となるとともに、登下校の交通安全や学校施設管理の充実などにも効果があるものと考えられ、教員の業務負担軽減に大きく貢献することにもなると思います。

このことから、学校警備員の配置についての見解を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（加澤　明君）　ただいまの遠藤泰子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの遠藤議員御質問の行政問題の財政の健全化についての第１点目、ビルド・アンド・スクラップの徹底を図るべきと思うが、今後の取組については私から、そのほかにつきましては教育長並びに担当部長からお答えをさせますので、御了承を願いたいと思います。

当市の財政状況が厳しさを増していく中において、新たな政策課題の解決に向け、やるべきことを明確化し、その効果を既存事業と比較した上で、優先順位の低いものを見直すビルド・アンド・スクラップは、有効な手法の一つと考えております。

これまでの予算編成では、各課において事業の必要性や費用対効果等を勘案しながら、スクラップ・アンド・ビルドを基本に予算を要求するとともに、国・県補助金等の歳入確保にも取り組んでおります。

しかしながら、近年の急激な人件費の増加や物価高騰などによる各種経費が増加している中で、これまでどおりの新たな事業の展開は難しくなってくるものと考えております。

このことから、今後におきましては、課単位だけではなく、同じ政策の分野の中で、社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じた優先順位の見直しを推進し、持続可能な財政運営が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（加澤　明君）　財務部長。

○財務部長（伊澤　徹君）　行政問題の財政の健全化についての第２点目、行政事業レビューを行うなどの手法についてお答えいたします。

行政事業レビューについては、国の各省庁が自ら事業の進捗や効果の点検を行い、事業の見直しにつなげるとともに、その点検結果を予算の概算要求や執行に反映させるものとなっております。

当市では、各課において事務事業の必要性や費用対効果等を勘案しつつ事業の実施をしており、また、翌年度の予算編成においては、実績等を確認しながら事業内容の見直しや経費の精査等を行っております。

しかしながら、今後とも厳しい財政状況が見込まれる中で、事業内容の見直しや経費の精査だけでなく、社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じ、優先順位の見直しを推進していくことが重要であると考えております。

このことから、国の行政事業レビューや他自治体の手法などを参考に優先順位の見直しを推進し、適切な予算配分に努めてまいりたいと考えております。

財政健全化の第２点目については、以上でございます。

次に、財政健全化についての第３点目、施設管理維持費の圧縮を図るための施設別セグメント分析の実施状況についてお答えいたします。

施設別セグメント分析は、公共施設などを対象に、施設ごとのコストや利用状況などを分析し、改善策を見つけるための分析手法で、効果的な施設運営や公共施設の維持管理費の削減につながるとされております。

このため、令和５年６月に総務省自治財務局がその促進について発表いたしましたが、全国自治体における導入状況については、まだ全体の１割程度で、少しずつ浸透し始めているといった状況でございます。

当市の状況でございますが、将来に向けた公共施設の在り方に関する基本方針を示す三沢市公共施設等総合管理計画を平成２９年３月に策定し、令和４年３月に改定したところでございます。

先ほど申し上げました総務省による施設別セグメント分析の促進につきましては、令和５年６月に発表されたこともあり、現行の公共施設等総合管理計画については、施設別セグメント分析の活用はされていない状況にございます。

また、施設別セグメント分析は、様々なメリットがあるとされている一方、実施実例が少ないため、慎重に検討していく必要がある

と考えております。

このため、全国の先進地事例をもとに、周辺自治体の取組状況等も注視しつつ、引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　行政問題の人事行政についての第１点目、人事評価制度が全部署において適切に行われているかについてお答えいたします。

地方公務員の人事評価は、平成２６年の地方公務員法改正により、平成２８年４月１日から実施が義務づけられており、当市においても、三沢市職員人事評価実施要綱を制定し、法律の施行に合わせて実施してきております。

人事評価の実施に当たっては、制度の運用に合わせて人事評価に関する研修を実施し、その後、新たに管理職になった職員を対象として人事評価初任者研修を実施しております。

また、評価に当たっては、まず職員の自己申告に対して面談を実施し、第１次評価者、第２次評価者、調整者の３段階を経て決定しているところであり、第１次評価者が評価し、その後、第２次評価者が第１次評価者の評価について不均衡がないか審査及び調整をし、その後、調整者が第２次評価者の調整内容について審査を行うことで決定してございます。

また、評価結果につきましては、職員と面談を行って、開示するとともに、指導及び助言を行っております。

御質問の人事評価制度が全部署において適切に行われているかにつきましては、先ほど御答弁申し上げました評価者に対しての研修や、評価の審査及び調整によって適切に行われていると考えておりますが、より職員が満足し納得できる人事評価制度となるよう、評価者としての訓練のみならず、管理職のマネジメント力向上のための研修を実施してまいりたいと考えております。

人事行政についての第１点目は、以上でございます。

次に、人事行政についての第２点目、昇任試験を復活させる考えはないかについてお答えいたします。

職員の昇任試験につきましては、平成８年度に部長級、あるいは課長級へ昇任させるため、管理職員昇任選抜試験を実施しておりました。その後、受験者数の低下等の理由から、平成１９年度に係長昇任試験として制度を改正し実施してまいりましたが、職員の年齢構成や経験年数別の構成、受験者対象者数の減少などの理由により、受験者数が減少したことから、令和３年度に廃止するに至っております。

御質問の昇任試験を復活させる考えはないかについてでございますが、昇任試験制度を廃止して、まだ４年程度の過程でありますことから、昇任試験の復活や導入については、検討に至っていない現状でございます。

しかしながら、能力のある優秀な職員や意欲のある職員をより重い職責のポストに登用することは、職員の能力の新たな伸長や拡大を促すことに加え、組織の活性化にもつながるなど、効果が期待されると考えております。

今後におきましても、年功序列の組織ではなく、能力・実力・意欲のある職員の処遇を適切に反映する人事戦略の在り方を検討してまいりたいと考えております。

人事行政についての第２点目は、以上でございます。

次に、人事行政についての第３点目、ジョブローテーションの考え方についてお答えいたします。

職員のジョブローテーションは、多くの職場を経験し、幅広い知識を身につけることにより、職員の能力を多面的に開発し、人的ネットワークの形成や組織の活性化につなげることが目的であり、さらには、担当する職員が変わることによって、これまでの業務の

進め方や在り方を見直す機会になるものと認識してございます。

また、職員の自発性を重視する目的として、職員一人一人から業務適正、異動希望及び自己の能力活用、または能力開発に関する本人の意見を述べてもらうための職務希望申告制度を採用し、実施してございます。

職務希望は、多様な業務の経験を希望する職員や、スペシャリストとして業務の専門性を高めていきたい職員など、多種多様でございます。

これらの希望はできるだけ尊重するようにしつつも、異動によって事務が停滞することのないよう、組織全体のバランスや各部長等からの意見、これまでの業務経験、適正等を踏まえて人員配置を決定しているところでございます。

今後におきましても、定期的なジョブローテーションを継続することで、仕事を通じた成長の機会を提供し、キャリア形成を促進するとともに、職員同士の連携を深めることで業務を円滑にし、組織全体の力を底上げしてまいりたいと考えております。

人事行政についての第３点目は、以上でございます。

次に、人事行政についての第４点目、職員研修は充実していると考えているかについてお答えいたします。

地方公務員の職員研修は、地方公務員法第３９条の規定により、職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならないと定められおり、当市においても、毎年見直しを行いながら、三沢市職員研修計画を策定し、職員研修を実施しているところでございます。

当市の職員研修は、先ほど議員からもお話がありましたように、青森県自治研修所や総務省自治大学校、市町村職員中央研修所、通称は市町村アカデミーと呼んでいますが、この中央研修所など、研修専門施設において実施される派遣研修のほか、外部講師を当市に招いて実施する内部研修などを計画し、実施しております。

また、上十三・十和田湖広域定住自立圏の市町村で構成する人材交流ワーキンググループにおいて、年１回研修に関する意見交換を実施してきております。

このほか、職員研修担当者は、圏域市町村で開催される研修へ参加し、どのように研修を実施しているのかなど調査・研究し、行政が抱える喫緊の課題に対する効果的な研修を検討しているところでございます。

御質問の職員研修は充実していると考えるかにつきましては、当市の研修規模が県内多市の研修実施状況と比べて遜色なく、また、研修受講者の満足度やニーズを図るために実施している研修受講後のアンケートでも「大変参考になった」、「振り返りになった」といった声が多数あることから、充実しているものと考えております。

加えて、研修の心得として、職員研修受講者の研修で得た知識や情報を所属部署で共有することとしており、組織力の向上につながっているものと考えてございます。

今後におきましても、職員研修に対する職員のニーズを捉えて、これまでの研修内容をブラッシュアップしながら、組織全体の意識向上を図るべく、職員研修の充実に向けて努めてまいりたいと考えております。

人事行政についての第４点目は、以上でございます。

最後に、人事行政についての第５点目、先進地視察研修の実施に係る考えについてお答えいたします。

先進地視察は、幅広く情報収集できるほか、新しい発見や課題の解決に向けた柔軟な発想が生まれてくるなど、職員の資質向上といった人材育成の側面が期待されているところでございます。

昨今では、ウェブ会議等により現地に足を運ぶことなく情報収集が可能でありますが、現地に赴く研修はオンラインでは得にくい実践的な知見や、職員の意識変化をもたらす貴重な機会であり、また、現地担当者とのつな

がりを通じて、継続的な情報交換や助言が得られるなどの利点もあるものと考えております。

先ほど、第４点目で御答弁申し上げました三沢市研修計画では、基本方針として、自分自身で考え、調査し、行動する職員となる仕組みを構築するため、様々な研修の機会を提供し、組織全体の意識向上を図っていくと掲げてございます。

先進地視察を通じて得る知見や気づき、意識の変化は、人材育成を推進するための手法として有効であると考えられることから、今後におきましては、職員研修の一環として先進地視察研修を取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　建設部長。

○建設部長（角　貴浩君）　行政問題の第３点目、道路行政のＤＸ化についてお答えいたします。

当市では、道路の劣化状況を事前に把握するため、これまでも民間の技術を活用した調査を実施し、効率的な修繕計画を立てるための基礎資料として、道路のひび割れ状況やわだち掘れ、また道路下の空洞化などのデータ等を収集してまいりました。

道路の異常に対しては、職員のパトロールや市民からの電話による通報、さらには、三沢市公式ＬＩＮＥによる情報を基にその都度現地対応をしてきたところであります。

御質問の道路行政のＤＸ化につきましては、近年ドライブレコーダーやスマートフォンなどのカメラ機能により、収集した画像データをＡＩで解析し、道路の異常を記録・管理するデジタル技術が開発され、全国的にも官民連携による実証実験が行われているところであります。

また、青森県においても、走行映像からＡＩを用いて道路の点検業務を行うデジタル技術を活用する取組が本格導入されております。

このような背景を踏まえ、当市といたしましても、道路行政のＤＸ化の推進は、道路の安全対策の効率化を図る上でも大変有効なものと捉えており、まずは、既に導入されている青森県や実証実験を行っている他自治体の取組を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　教育問題の市内小中学校の運営状況についての第１点目、教員の働き方改善のための現状と取組についてお答えいたします。

当市における教員の働き方の現状については、令和６年度における１か月の時間外勤務が４５時間を超える教職員の割合が、中学校では全体の４割程度、小学校では全体の２割程度となり、前年度と比べ、中学校では変わらないものの、小学校においては１割程度減少しております。

これは令和２年３月に策定した「三沢市教育委員会　学校における働き方改革プラン」を基にした様々な取組による効果と考えております。

しかしながら、全体の２～５％程度であるとはいえ、１か月の時間外勤務が８０時間を超える教職員が依然としてなくならないという状況でもあります。

その主な要因として、中学校における部活動指導、いじめや不登校、ＳＮＳトラブルなどを中心とした生徒指導事案の対応などが考えられ、働き方改善における喫緊の課題であると認識しております。

この課題に対し、教育委員会では、学校の裁量や努力による改善だけに任せることなく、これまで進めてきた人的配置の拡充や事業の見直し、健康管理体制の整備など、様々な取組を行ってまいりました。

さらに、今年度は、中学校における部活動指導員の配置の拡充、部活動の段階的地域展開を目指した計画の作成、市内全ての小中学校で勤務時間終了後のメッセージ電話の運用、ＳＮＳトラブルの未然防止やトラブル発

生時の三沢警察署との連携の在り方について検討しているところであります。

教育委員会として、教職員の長時間勤務を是正し、教職員が児童・生徒に向き合う時間を十分に確保するとともに、良好なワーク・ライフ・バランスを充実させられるよう、今後、引き続き努めてまいりたいと考えております。

教育問題の第１点目、教員の働き方改善のための現状と取組については、以上でございます。

次に、教育問題の市内小中学校の運営状況についての第２点目、定年延長や再任用の教員の指導主事等への活用についてお答えいたします。

教職員の定年については、地方公務員法の改正により令和５年４月から段階的引上げが始まっており、令和１３年度をもって６５歳になることとなっております。

併せて、青森県では、校長、教頭などの管理監督職の職員は、６０歳に達した年度の末日で役職定年となり、翌年度からは教諭として勤務する役職定年制をとっております。

この定年引上げに伴い、今後、豊富な経験と専門的な知識を持った６０歳以上の管理監督職を終えた教諭を指導主事として活用することは、若手から中堅までの幅広い教員への指導や助言に寄与すると推察されております。

今後、定年引上げに係る再任用の教員の指導主事等としての任用について、県教育委員会や他市町村教育委員会の状況、校長会の意向等を含め、調査・研究に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　教育問題の市内小中学校の運営状況についての第３点目、学校警備員の配置についてお答えいたします。

先日の立川市における小学校不審者侵入事件を受け、教育委員会並びに市内各学校におきましては、不審者対策を今まで以上に強化していかなければならないと感じているところでございます。

事件後の対応といたしましては、一部の学校で不審者対策訓練を行ったほか、学校との協議の中で、まずは教職員の意識対策として、学校の危機管理マニュアルの再確認を行いました。これにより、防犯意識の向上や体制の整備、状況に応じた的確な対応を想定し、犯罪を未然に防ぐための取組を継続しているところでございます。

また、施設整備としては、玄関の電子ロックや監視カメラの見直しと強化を行うとともに、現在配備されております、さすまたをはじめとする防犯用備品の再検討を進めているところでございます。

このように、様々な防犯対策が考えられる中、学校警備員の配置についても対策の一つとして、学校側の意見も取り入れながら、引き続き、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　では、何点か再質問させていただきます。

財政の健全化については、市長、伊澤部長がしっかりと前向きに、なおかつ慎重に検討していただけるという答弁がありましたので、再質問はございません。

壇上でも申し上げましたとおり、現時点において、当市の財政については非常に厳しい状況で、そして危機感を持って早急に取り組むべき場面であると思っています。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

行政問題の２点目、人事行政についてでございます。

総務部長より、様々な内容についてしっかりと行っている状況は理解させていただきましたが、まず１点目についての再質問をさせていただきます。

人事評価の際、個人の自己申告とか、２次、そして評定という形で行われているということではありますけれども、人事評価の評

価が落ちやすいエラーとしては、評価結果が中央に集まるという傾向がありまして、これは評価に自信がないとか、部下の能力や実績を的確に把握していないとか、また、２次の審査する場合に評価に差をつけることで部下から嫌われたくないという心理作用が働くことが起こることもあるそうです。

当市においては、先ほど答弁もあったとおり、適正化に努めているとは思いますが、中心化傾向とならないのか。現状で再質問したいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

評価結果が中心部に、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄというような５段階評価になりますけれども、Ａ・Ｂに偏りが出るのではないかというような御質問だと思います。

確かに、おっしゃるように、中位に結果として約９８％がこの部分に合致されることになってございます。

おっしゃるように、評価する上でＣとかＤになった場合に、果たしてどうなのかというような気持ちも確かにあろうかと思いますが、そこは適正に評価できるように、先ほども御答弁申し上げましたように、研修を通じて適正に評価できるような体制、それから我々も、一定の評価をする２次評価者、調整者も含めてしっかりと勉強しながら、そうならないように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　ありがとうございます。

様々、基準のような、しっかりとしたものを持って評価していただきたいなと思います。再々質問はございません。

人事行政についての２点目なのですけれども、今のところ、廃止してから４年程度で、検討していないということでありました。

やったほうがスキルアップにつながるのか、やらなくてもスキルが上がっているのかというところは、どの辺で評価する予定でしょうか。再質問させていただきます。

○議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

昇任試験については、先ほど御答弁申し上げましたように、いろいろな要素があって令和３年度に廃止したことになりますけれども、実力とか、いわゆる意欲があることを把握するために、人事評価でも業績評価と能力評価という二つの評価がございます。

業績評価というのは、基本的にその業務の中での三つを目標に立てて、それが実際どこまでできたのかというような評価です。もう一つ能力評価につきましては、標準職務遂行能力という区分がございますので、そこは職位に合わせた能力の部分になりますので、そこも見極めながら、適切に対処していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　ありがとうございます。

職員のスキルアップにつながるような方向で進めていただきたいと思います。再々質問はございません。

次に、人事行政の３点目、ジョブローテーションについての再質問になります。

市役所職員は、最低限の知識は習得しておくべきと思っています。特に市民から質問されることの多い、税金に関すること、福祉に関することなどは、市民生活の基礎であり、全ての市職員にとって必須の知識だと思っています。

若手職員には、本人の希望とかいろいろあるということも聞いていますが、１回は配置させるべき必要があるものだと考えておりますが、ジョブローテーションの取組についての考えを再質問させていただきます。

○議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　ただいまの再質

問にお答えいたします。

ジョブローテーションの考え方ということで、御答弁申し上げましたけれども、議員からお話のあった、例えば税務課や福祉分野、ここは確かにおっしゃるように、専門的な知識が必要になる部分になりますので、ある程度の年数は必要だと考えてございます。

特に若い職員に関しては、いろいろな課を異動して、いろいろな考えを取得するようなローテーションの考え方になっていますが、おっしゃるような専門分野については、例えば３年のところを４年にするとかといった取組はしているところでございます。

あと、ローテーションの目的として、やはりいろいろな業務を経験することで、様々なスキルアップとか能力開発というのは促進されると思いますので、そういった人材育成の部分、あるいは複数の部署を経験することで、組織の業務内容や業務環境が俯瞰されるということもございます。

さらには、異なる業務を調整することで、新たな視点やアイデア等も出てくると思いますので、それが職員のモチベーションにつながると考えてございますので、そこは戦略を持って人事配置に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　遠藤議員、持ち時間終了５分前です。よろしくお願いします。

遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　それでは、行政に関しては、再々質問はありません。

教育問題の２点目になるのですが、再任用等の職員の指導主事の活用についての再質問になります。

先ほど教育長より、定年延長とか役職定年とか、いろいろな今の制度に係りながらやっていますというお話があったかと思いますが、当市の場合、いろいろな事情はあるかと思いますが、ここ数年で小中学校の教員は減少、教育委員会の指導主事は増加しているものと見受けられますが、なぜ指導主事を増やしたのか、その理由についてお伺いします。

○議長（加澤　明君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　ただいまの、教員数が減ってきているのに対して指導主事が増えているのはなぜかという再質問にお答えしたいと思います。

数でみますと、平成１８年では指導主事の数が６名であったものが、平成１９年～２１年の間は３名でありました。その後、５名に復活して、平成２７年には６名、２８年にも６名、そして令和に入りまして、令和４年の段階で７名、令和５、６年は８名、そして現在に至るということになっております。

その一方、教職員数は、平成１８年の場合は３０７名、平成２６年の場合は２８１名、令和４年には２７９名、そして現在は２５８名ということで、議員おっしゃるとおり、教員数が減ってきている割に指導主事が増えているのではないかということは、当然の疑問だと理解しております。

このことについて、指導主事の職務のことから申し上げますと、法律上では、教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項についての指導を行うこととなっておりまして、現状、抱える事業が１１５件でございます。

具体的には、小中学校の教育活動全般への指導、助言、相談の受付、調査、資料の作成などを専門的に細かに進めるということになっております。

教育委員会としては、様々な、その時々の、例えば道徳の教科化、あるいは教育課程の特例校としての外国語活動、特別支援教育の充実、いじめ・不登校等の生徒指導への対応、学校教育における様々な変化に対応して、その都度その都度、適切な人数にしてきていると理解しております。

というわけで、配置人数については、適正であると判断しております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　御答弁ありがとうご

ざいます。

現場の先生方の人数が少なくなった、子供たちも少なくなっている現状において、教育委員会の指導主事の人数が増えているというのは、いまいち納得いかないところでありますので、改めて、検討する考えはないかお伺いします。

○議長（加澤　明君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　この件につきまして、適切な人数であるかどうかについても検証しなければならない時期が来ていると思いますので、この辺も併せて検討していきたいと思っております。

○議長（加澤　明君）　以上で、遠藤泰子議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩します。

午前１１時４７分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（加澤　明君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代します。

○副議長（佐々木卓也君）　議長を交代しました。

それでは、市政に対する一般質問を次に移ります。

船見昌功議員の登壇を願います。

船見議員。

○５番（船見昌功君）　市民クラブの船見昌功でございます。通告に従いまして、市政に対する一般質問をさせていただきます。

現在、学校教育におけるデジタル化が進展しております。２０１９年１２月に文部科学省が表明した、小・中・高等学校などにＩＣＴ環境を整備するＧＩＧＡスクール構想は、教育の未来に新たな可能性を開くための重要な取組であり、構想の目的としては、主に二つあります。

一つ目は、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークや、全ての児童・生徒に１人１台のデジタル端末環境の整備、障害のある児童・生徒のための入出力支援装置の整備、ＩＣＴ化を進める自治体等を支援するため、ＧＩＧＡスクールサポーター配置の経費支援、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備などがあり、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の教育現場で持続的に実現させることを目的に進められ、２０２０年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ハード面の整備が当初の予定よりも早急に推し進められました。

文部科学省の義務教育段階における１人１台端末の整備状況によると、全自治体等のうち１，８１０の自治体等、９９．９％が２０２２年度内に整備が完了しており、教育の効率化や学習の多様化に寄与しております。

また、今後は、ＣｈａｔＧＰＴなど生成ＡＩにより、これらを活用した授業の在り方が議論されております。

次に、ＧＩＧＡスクール構想の目的の二つ目として、新しい社会、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０への対応であります。

現代の社会は、狩猟社会Ｓｏｃｉｅｔｙ１．０、農耕社会Ｓｏｃｉｅｔｙ２．０、工業社会Ｓｏｃｉｅｔｙ３．０、情報社会Ｓｏｃｉｅｔｙ４．０に続く、新しい５番目の社会と言われております。

世の中のあらゆるものがインターネットにつながるＩｏＴ化やＡＩ・ロボットの進化、ビッグデータの活用など、技術革新がより一層進み、働き方やライフスタイルといった社会の在り方そのものが変化しております。

現実空間と仮想空間を融合させたシステムによって、社会的な課題の解決と経済発展を両立させるための新たな社会を意味し、日本が目指すべき未来の社会として、第５期科学技術基本計画において提唱されました。

学校現場では、こうした未来社会に対応できる子供たちを育てる教育環境を早急に整える必要があります。

そのためには、学校が社会の変化にしっかり対応し、ＩＣＴ端末の活用やデータの活用、ＩＣＴを用いた学習指導を積極的に行っ

ていく必要があると考えられます。

このような学校教育におけるデジタル化が進展する中、端末の更新や運用の課題、小学校低学年からタブレット端末等のデジタル機器の長時間使用により、単純に画面を視聴する時間、いわゆるスクリーンタイムの増加による健康面への影響や児童・生徒の読解力の低下が懸念される声もございます。

デジタル教育の先進国であるスウェーデンでは、２０１０年から国として教育のデジタル化をスタートさせましたが、２０２３年に脱デジタル化にかじを切り、紙の教科書や手書き学習の重要性が再評価され、デジタル機器の使用を制限する動きが見られます。

特に幼児教育においては、タブレット端末の使用を減らし、読書や手書きの練習を重視する方針が打ち出されております。

この背景には、デジタル化が進むことで集中力が続かない、考えが深まらない、長文の読み書きができないといった傾向が見え始め、読み書き・計算の能力が低下しているといいます。

ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）による２０２２年の学習到達度調査（ＰＩＳＡ）での順位も、スウェーデンは、全ての項目で前回の２０１８年調査の結果よりも落ちており、このような動きは、日本の教育現場にとっても示唆に富むものであります。デジタル化のメリットを生かしつつ、従来の学習方法とのバランスをどのように取るかが重要な課題となります。

また、文部科学省では、視力低下の詳細を把握するために、児童・生徒の近視実態調査を２０２１年度から２０２３年度の３年間にかけて、児童・生徒約５，２００人を対象に視力測定や目の形などを詳しく計測するなど、初めての追跡調査を行いました。

その結果、近視と判定された子供の割合は、２０２１年度の調査では４０．８％でしたが、２０２３年度の調査では５０．３％と９．５ポイント増え、この２年間で約１割の子供が新たに近視となったとの調査結果が出されました。

視力は、学年が上がるにつれて悪くなり、裸眼視力０．３未満の児童・生徒の割合は、小学１年生では１％だったのに対し、中学３年生では３２％に上り、特に近視は、小学校低学年で増える傾向にあり、小学１年生の１２．４％から２年後の小学３年生になったときには３５．８％と２３．４ポイント増えていたということであります。

裸眼視力１．０未満の全てが近視であるとは限りませんが、そのうち８～９割は近視であることが指摘されており、近視が将来の目の病気のリスクを高める可能性があることが分かってきております。一概に、単純に画面を視聴する時間、スクリーンタイムの増加が児童・生徒の視力低下を招いているとは言えませんが、要因の一つであると考えられます。

これからもＩＣＴは間違いなく生活に欠かせないツールであり、デジタル技術の進化は教育の可能性を広げる一方で、子供たちが本来身につけるべき能力の育成が後回しになってはならないと考えます。

児童・生徒の学力向上、コミュニケーション能力の育成、そして健全な発達等を考えたとき、デジタル化の効果と課題のバランスを精査し、誰一人取り残すことのない学びの実現のため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に取り組むことが緊要であります。

そこで、５点お伺いいたします。

１点目として、１人１台の学習用タブレット端末に係る更新スケジュール及び費用と財源についてお伺いいたします。

次に、２点目として、学習用デジタル教科書の導入状況と、かかる費用及び財源についてお伺いいたします。

３点目として、市内児童・生徒の視力検査の結果についてお伺いいたします。

４点目として、学習用タブレット端末の使用による子供の脳に対する影響についてお伺いいたします。

最後に、５点目として、学校教育における

「デジタル化」に対する山内教育長の今後のお考えについてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　ただいまの舩見昌功議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山内康之君）　教育問題の学校教育におけるデジタル化の動きについての第３点目、市内児童・生徒の視力検査の結果についてお答えいたします。

裸眼視力１．０未満の児童・生徒の割合は、令和元年度の調査では、小学生４０．２％、中学生４８．０％でありました。

小学生においては、令和３年度に５６．６％まで増加いたしましたが、令和４年度から減少に転じ、令和６年度は３９．５％と、この６年間で最も少ない割合でございました。

中学生におきましても、令和４年度の６４．７％をピークに減少に転じ、令和６年度は４８．３％と少なくなっております。

また、県や全国のデータと比較いたしましても、令和６年度は小学生、中学生ともに低い割合となっております。

教育問題の第３点目、市内児童・生徒の視力検査の結果については、以上であります。

次に、教育問題の学校教育におけるデジタル化の動きについての第４点目、学習用タブレット端末使用による子供の脳に対する影響についてお答えいたします。

学習用タブレット端末は、学習道具の一つとして定着しております。市内各小・中学校では、検索や実現が難しい体験活動の動画等を視聴するだけでなく、情報活用能力が高まるよう、より効果的な場面を精査し、授業で活用しております。

学校生活において、学習用タブレット端末を長時間連続して使用することはなく、子供の脳に対する影響はないものと考えております。

しかし、タブレット端末やスマートフォン等の過度な使用については、注意力の低下、睡眠の質の低下、運動不足、社会性の低下等、悪影響を及ぼす可能性があるものと認識しております。

教育委員会といたしましては、これからも「タブレット端末使用に関する決まり」を作成し、各校での確実な指導をお願いしてまいります。また、家庭においても、過度な使用にならないよう、学校と協力して啓発を行ってまいります。

教育問題の第４点目、学習者用タブレット端末使用による子供の脳に対する影響については、以上でございます。

次に、教育問題の学校教育におけるデジタル化の動きについての第５点目、デジタル化に対する私の考えについてお答えいたします。

教育のデジタル化は、単なる技術導入にとどめず、教育の質の向上や教員の働き方改革、児童・生徒の多様な学びの実現といった教育全体の改革につなげていくというのが私の考えであります。

デジタル化により、タブレット端末やインターネットなどのＩＣＴを活用して、多様な学び方、興味・関心に応じた柔軟な学び方等が可能になり、利便性は多くの面で向上いたします。

しかし、デジタルを介さず、相手の目を見て伝え合ったり、自分の手を使って学習内容をノートにまとめたりする従来の学習方法も一層大切であります。

これからの予測困難な社会を生き抜くためには、人や実社会に直接触れる体験がますます必要になります。

また、スマートフォンやタブレット端末といった電子機器依存も心配されるため、デジタルを使用する場面を精査し、児童・生徒の理解度や興味・関心に応じて効果的に活用するとともに、紙や実物を使ったアナログ学習とのバランスのよい指導が重要だと考えております。

今後も、児童生徒の実態や課題に応じて、

アナログ学習とデジタル学習のベストミックスを図りながら、持続可能な教育環境の構築を目指す方針であります。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　教育問題の学校教育におけるデジタル化の動きについての第１点目、１人１台の学習用タブレット端末に係る更新スケジュール及び費用と財源についてお答えいたします。

まず、更新スケジュールですが、タブレット端末の法定耐用年数は４年、または５年となっていることから、令和２年度に整備したタブレット端末の更新を今年度行うものであります。

次に、費用についてですが、見積額で１台当たりの購入費は約１２万円、補助額は約３万７，０００円でございます。全体事業費は、小学校が約２億８，２００万円、中学校が約１億５，１５０万円、合計約４億３，３５０万円を見込んでおります。

また、財源は、文部科学省補助金として、約２億８，０００万円を予定しております。

教育問題の第１点目、１人１台の学習用タブレット端末に係る更新スケジュール及び費用と財源については、以上でございます。

次に、教育問題の学校教育におけるデジタル化の動きについての第２点目、学習用デジタル教科書の導入状況とかかる費用及び財源についてお答えいたします。

ＧＩＧＡスクール構想に基づき、当市においても１人１台端末の環境を生かした学習の充実を目指し、デジタル教科書の導入が段階的に行われております。

令和７年度は、文部科学省の学習者用デジタル教科書の導入事業により、市内全ての小・中学校に英語が、一部の小・中学校に算数・数学が、いずれも小学５年生～中学３年生の児童・生徒に導入されております。

また、同じく文部科学省の令和７年度学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業により、社会科のデジタル教科書が市内一つ小学校の５・６年生に導入されております。費用等については、国の事業を利用しているため、無償で提供されております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　舩見議員。

○５番（舩見昌功君）　各般にわたり御答弁いただきありがとうございました。順番に再質問をしたいと思います。

まず１番目の１人１台の学習用タブレット端末に係る更新スケジュール及び費用と財源についてですが、１台当たり更新にかかる費用が約１２万円、補助額は３万７，０００円とのことであり、小・中学校合わせて約４億３，３５０万円との御答弁でございました。

また、更新のスケジュールに関しましては、今年度行うということでございました。

やはり四、五年ごとに毎回、また５年たつと更新、また５年たつと更新、児童・生徒数も減少してきますが、やはり４億円前後かかるということで、大変大きなお金だなと思います。

それで、更新のスケジュールについてですけれども、先ほどの答弁で、今年度行うということでしたが、より詳しいスケジュール感といいますか、更新されるタブレット端末の台数をお示しいただきたいと思います。

○副議長（佐々木卓也君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　ただいまの、今年度の更新スケジュールと台数についての再質問にお答えいたします。

今年度購入を予定しているタブレット端末につきましては、青森県で主導している共同調達により購入する予定となっております。県では、６月に入札を行う予定としております。

当市の今年度のスケジュールにつきましては、落札業者と７月に仮契約を締結しまして、９月の議会にお諮りしまして、議決をもって本契約という流れでいきたいと考えております。その後、今年度中の納入に向けた事業を進めていく予定となっております。

続きまして、台数につきましてですが、市内全児童・生徒分と予備機、そして指導者用も全部含めまして計３，３５４台を予定しております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　船見議員。

○５番（船見昌功君）　御答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁では、青森県との共同調達によるということで、６月に入札、落札後７月に仮契約で、９月に三沢市議会を通し、その後、納品となる形です。また、台数ですが児童生徒、教職員、予備機含めての３，３５４台とのことでございました。

私、ちょっと調べたところ、いわゆるＧＩＧＡスクール端末ですが、パソコンなり、タブレットなり、全国で導入が進み、９５０万台が普及されているということであり、端末の更新の６８％が今年度２０２５年度に集中すると言われています。

そこで、端末の適切な調達が課題に挙げられ、本市でも３，３５４台の調達が必要ですが、児童・生徒が、授業等で空白期間がないように、使用が滞ることがないように学習用端末を調達することが大事だと思いますけれども、そのことについてお伺いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　ただいまの納期等について、空白期間がないようにするのは可能か、大丈夫かということの再々質問にお答えいたします。

県で行う共同調達につきましては、入札に参加する業者は、事前に納入期日と納入台数の調達可能な業者が参加するものと承知しております。

現段階では、今年度中に全て納入される予定ですので、空白期間はないものと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　船見議員。

○５番（船見昌功君）　御答弁ありがとうございます。

調達可能な、要は、台数をきちんと確保できている業者が入札に参加するということで、空白期間はないものと理解しました。

ぜひ、空白期間のないよう、滞ることのないよう進めていただきたいと思います。

次に、⑵の学習用デジタル教科書の導入状況とかかる費用及び財源について再質問いたします。

今年度、全ての小・中学校に英語、一部の小・中学校に算数・数学が、小学５年生から中学３年生まで導入されていると。

また、社会科のデジタル教科書が小学校１校の５年生・６年生で導入されている。これは実証研究事業ということで、恐らく三沢市として手を挙げて、国の文科省で採択されての事業だと思いますので、結果が求められることだと思いますので、よろしくお願いします。

費用は、国からの事業ですので、無償で提供されているということでございました。

デジタル教科書はよしあしで、先ほども壇上で言いましたけれども、スクリーンタイムの増加です。まず、学校において、長時間見続けることはないということでございますし、家庭での使い方も影響していると思うのです。

今後、デジタル教科書というのは、文科省でもどんどんどんどん推し進めてくると思うので、どんどんどんどん紙からデジタルに変わってくるのか、または紙とデジタルの併用というところだと思いますけれども、今後、デジタル教科書の導入予定について、当市ではどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　ただいまのデジタル教科書の今後の導入計画はどのようになっているかということの再質問にお答えいたします。

デジタル教科書の導入につきましては、現在、国の中央教育審議会のワーキンググループで、その在り方等について検討が行われて

いるところでございます。

その動向を踏まえた上で、先ほど言いましたけれども、全国で実証研究事業が行われておりますので、その先進的な活用例の情報収集、近隣地域等の情報共有などにより、方向性を見極めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、従来型の教科書を活用した実践の強みを生かし、デジタル機器を効率的に活用するなどして、各場面に適した学習方法をバランスよく組み合わせた授業実践や教育活動の推進に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　船見議員。

○５番（船見昌功君）　御答弁ありがとうございました。

国の中央教育審議会の作業部会ワーキンググループでその在り方を検討し、その動向を踏まえて当市でも取り入れていくと。デジタルとアナログのバランスを図って、これからも子供たちのために取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、⑶の市内児童・生徒の視力検査の結果についてでございます。

小学校では、令和元年が４０．２％、裸眼視力１．０未満が令和６年３９．５％と回復し、中学校においても、令和元年４８％、令和４年６４．７％が令和６年度には４８．３％と少なくなってきているとの結果でございました。

本文中でも言いましたけれども、全国的に見ると、近視実態調査の結果を踏まえると倍増、もしくは３倍になってきていて、学年が上がるにつれ、近視の度合いは強くなっているということでございます。

私、これは文科省のホームページから出したのですけれども、子供たちの目を守るために知っておきたい近視の知識ということです。近視が進むと、小さいうちから近視の状況でいくと、年齢を重ねると、網膜剥離が弱度の近視だと３倍、強度だと１３倍、緑内障に至っては弱度の近視だと２倍、強度の近視でも３倍というリスクが高まるというオッズ比が出ております。

また、４枚目にあるのですけれども、「対象のスクリーンから３０センチ以上目を離す、３０分に１回は２０秒以上目を休める、背筋を伸ばし姿勢をよくする、部屋を十分に明るくする、使用する機器の明るさを適切に調整する」とあるのですけれども、大変いいリーフレットだと思うので、ぜひ教育委員会の皆さんで共有していただいて、学校等に配布いただければと思います。

次の⑷に移ります。学習用タブレット端末使用による子供の脳に対する影響についてでございます。

学校では、長時間連続しての使用はさせていないということで、脳には少なからず影響はないのではないのかという御答弁でございましたし、注意力や睡眠の質、社会性の低下、運動不足のような悪影響を及ぼす可能性があることも認識しているとの御答弁でございました。

答弁の中でも、学校でずっと指導していると思いますけれども、やはり学校でスクリーンタイム、タブレット端末のスクリーンを見る時間の長さよりも、学校外、家庭に帰ってからのスクリーンタイムが断然的に多いと思うのです。

その中で、家庭のルールを作っていても、それを守られない、誘惑に負けるという傾向はどの御家庭でもあると思うし、電子機器への依存度というのはどんどんどんどん上がってきていると思います。

そこで、学校でも、家庭でも、学校と協力し、啓発活動を行うことが大切だと思いますが、各家庭との連携協力について、啓発はどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　各家庭との弊害を防ぐ啓発について、どのように行うのかという再質問にお答えいたします。

教育委員会では、豊かな心を育てる生徒指

導研究協議会主催で、「三沢スマホット運動」による注意喚起を行っております。

先ほど、議員言われた、注意点等が網羅されたものでございますけれども、そういったもので注意喚起を行いながら、また、教育委員会からは「タブレット端末を使うときの約束」というチラシを全児童・生徒に配布し、指導しております。

さらに、学校からは、参観日における保護者説明会や学校だより等を利用して、使用時間の制限等について注意喚起を行いながら共通理解を図っているところでございます。

以上であります。

○副議長（佐々木卓也君）　船見議員。

○５番（船見昌功君）　御答弁ありがとうございました。

「三沢スマホット運動」とか、端末を使うときの約束等を用いて、また、学校だより等も含めて、注意喚起を行っていくということでしたので、スマートフォンやタブレットのゲームもそうですけれども、こういう弊害が出てくるのだよという情報をどんどん与えても、与え過ぎにはならないと思いますので、そのところを一つ取り組んでいっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（５）のデジタル化に対する山内教育長の今後のお考えについてでございます。

教育の質の向上、教員の働き方改革、多様な学びの実現といった教育全体の改革につなげていくという御答弁でございましたが、その中でも、デジタル学習と今までのアナログ学習、本を読む、字を書くというようなアナログ学習のベストミックスを図るというお言葉がありました。

デジタルは、便利で、非常に有効で、今後は生成ＡＩの登場もありますので、どんどんどんどん進展していくと思います。どんな機器でも使い方、付き合い方だと思いますので、デジタルも有効に活用し、アナログ学習とのバランスを図っていっていただきたいと思います。

私は、教育関係の新聞記事で読んだのですが、先ほどの部長の答弁でありましたが、文科省がデジタル教科書の利用拡大を目指し、昨年９月に中央教育審議会の作業部会で、活用拡大に向けた議論を開始したとの記事でした。

このように、教育現場のデジタル化をさらに推進することが、教員のプレッシャーにもなっているという記事だったのですが、国はどんどんどんどんデジタルを進める。恐らくもっともっと進めると、各県の教育委員会を通して、市町村の教育委員会に来ると思います。

その中で、デジタル・ＩＣＴが得意な先生、また不得意な先生もいると思うのです。デジタル化は待ったなしに進めなければならない状況の中、本市としてどのように捉え取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　当市のデジタル化に対してどのように進めていくのかというようなことでございますが、現在、文部科学省では、今の学習指導要領の重点項目に記載のあった「個別最適な学びと協働的な学びを充実させて、深い学びを実現する」という文言を一層強調する形で学習指導要領の改訂作業に入っております。

先だって、文部科学省の視学官からのお話がありましたけれども、今までデジタルオンリーのところで話が進んできたわけなのですけれども、今ちょっと待てよというところになっているように私は感じてまいりました。つまり、ＩＣＴ等を活用して、自分に合った方法で学ぶことと、対話して、意見交換しながら学びを深めることを結びつけながら、子供の学びを豊かにするということを重視してほしいということをおっしゃっておりました。

このような国の方針を踏まえますと、さきに申し上げたように、デジタルを使用する場面を精査して、児童・生徒の理解度や興味・関心に応じて、効果的にデジタルを活用する

とともに、紙や実物等を使ったアナログ学習とのバランスを取って指導を進めていくことが大事だと私も考えております。

また、話し合いだとか、発表だとか、ディスカッションや書くことなどの人との関わりの中で学ぶことも一層大事にしながら、子供の学びを深いものにしていきたいと考えております。

そのために、デジタルのよさと、それからアナログのよさを体験しながら、効果的に誰でも取りかかることができるような、楽しく授業に使える研修の在り方を模索していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　以上で、舩見昌功議員の質問を終わります。

それでは、市政に対する一般質問を次に移ります。

春日洋子議員の登壇を願います。

春日議員。

○副議長（佐々木卓也君）　春日議員。

○１５番（春日洋子君）　１５番、公明党の春日洋子でございます。通告の順に従い、質問してまいります。

初めに、行政問題の１点目、災害備蓄品の配置状況の公表について質問してまいります。

災害時に、被災者の心身の健康を守るためには、食料をはじめとする備蓄品を十分に確保し、避難生活を万全に支えることが重要です。

政府は、本年２月１４日に閣議決定した災害対策基本法等改正案に、自治体に備蓄状況の公表を義務づけることを盛り込みました。地域で物資の偏りや不備がないかを平時から定期的に確認することで、自治体に備えを促し、避難生活の環境改善につなげる狙いがあります。

備蓄には、水や米などの食料に加え、仮設トイレや簡易ベッドといった資機材も含まれており、政府は避難所に必要な生活環境を示す国際基準への対応として、２０人に１基のトイレ、１人当たり最低３．５平方メートルの居住スペースの確保などを自治体に求めており、備蓄の購入費用などを支援する方針です。国際基準を踏まえ、計画的に物資の確保が求められています。

内閣府が、昨年、都道府県と市区町村を対象に、初めて実施した備蓄状況の調査によると、米やパンなどの主食については、多くの自治体で一定量が確保できていたとのことですが、問題は、避難者の生活環境を守るための物資が不十分だったことで、仮設トイレや簡易ベッドがない自治体もあったと言われ、備蓄状況に地域差が生じていることが明らかになりました。

今、物資の不足が課題となった能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の避難所環境整備が急がれています。

そこで、本市においては、災害備蓄品の配置状況の公表結果はどのようであったか。また、これを機に、市民の皆様に向けても公表すべきと考えますことから、御見解をお伺いします。

次に、２点目のライフジャケットを活用した避難訓練の導入についてお伺いします。

ライフジャケットを着用することで、海難事故や水難事故における生存率が大幅に向上することが分かっており、水上で浮力を保ち、体温低下を防ぎ、呼吸を確保することができます。

東日本大震災の津波被害を目の当たりにし、改めて地震の備えだけではなく、津波への備えも考えた方がいらっしゃるのではないでしょうか。

ライフジャケットを活用した避難訓練は、津波や水害などの水害被害に備え、特に津波災害対策として、周辺が津波浸水想定区域に指定されている地域では、学校や地域で積極的に取り入れられています。

地域住民からも、「命を守るための重要な防災グッズであるライフジャケットを着用した避難訓練を実施すべきではないか」との声が届いており、本市においても導入すべきと

考えますことから、御見解をお伺いします。

次に、３点目の認知症の人に寄り添うケア技法「ユマニチュード」の普及についてお伺いします。

日本における認知症の高齢者は、６５歳以上の人口がピークを迎える２０４０年には、認知症高齢者数が約５８４万人、軽度認知障害高齢者数が約６１２万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年１月に認知症基本法が施行されました。

特に、地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っており、認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。

また、認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動や心理症状の発生を抑制することは特に重要であると言われます。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを「見る」、「話す」、「触れる」、「立つ」の四つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法である「ユマニチュード」が注目されています。

介護の現場では、一生懸命にケアしても拒否されたり、暴言を受けたりすることがあり、実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた９０歳代の利用者に対し、「ユマニチュード」を実践したところ、抵抗せず、口を大きく開けて、口腔ケアを受け入れられたとの事例もあります。

国内の研究結果では、認知症の人の行動や心理状態が改善され、ケアする側の負担感も軽減したとの有効性が確認されていることから、「ユマニチュード」の普及に取り組むべきと考えます。本市の御見解をお伺いします。

次に、４点目の認知症の人の行方不明者対策に向けて、「おかえりＱＲ」の普及についてお伺いします。

「おかえりＱＲ」は、発見者の手間を煩わせることなく、御家族宛てに発見場所や状況などを御連絡できる発見連絡ツールでございます。簡単に連絡いただくことができることから、発見者の負担も少なく、ＱＲシールを貼っておくことで、早期発見率の向上が期待できるものです。

警察庁のまとめにより、２０２３年全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が、延べ１万９，０３９人に上ったことが明らかになりました。実際、行方不明になった人の中で、５０２人は亡くなって見つかり、２５０人は発見されていないとのことです。

特に、独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることにもなります。ここで行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく、偶然見つけた人とのことです。

そこで、今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人一人の命を守るため、衣服等に貼れるシールである「おかえりＱＲ」の普及を推進すべきと考えます。本市の御見解をお伺いします。

次に、５点目の「Ｌｉｖｅ１１９」の活用に向けての周知についてお伺いします。

「Ｌｉｖｅ１１９」は、１１９番の通報者が救急現場などからスマートフォンのビデオ通話で映像をつなぎ、通信司令員の指示を受けられる映像システムです。

同システムは、音声に映像情報が加わることで、より詳細な現場の状況と的確な対応を通報者と通信司令員で共有でき、救命率向上が期待されます。

１１９番通報した際、システムの利用が必要と通信司令員が判断すれば、通報者の了承の上で、ＵＲＬつきのショートメッセージをスマホに送信し、ＵＲＬをタップすれば、システムが起動する仕組みです。

「Ｌｉｖｅ１１９」については、２０２４年４月より、上十三消防指令センターにおいて導入されていることを承知しているところですが、本市においては、これまで周知をどのようになされてきたのかお伺いします。

最後に、６点目の全国版救急受診アプリ「Q助」の活用についてお伺いします。

総務省消防庁が作成した全国版救急受診アプリ「Ｑ助」は、急な病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきかどうか迷ったときに、症状の緊急度が素早く判定でき、救急車を呼ぶ目安となる情報を確認できるものです。

「Q助」の利用方法は、該当する症状をアプリの画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応が表示されます。例えば、緊急性があると判定された場合は「今すぐ救急車を呼びましょう」と表示され、スマートフォンでは、１１９番通報画面に切り替わります。

緊急性がないと判断された場合は、「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」、「緊急ではありませんが、医療機関を受診しましょう」、「引き続き、注意して様子を見てください」などが表示されます。

また、医療機関ネット画面へのリンクや、全国タクシーガイドにリンクを行うことができます。

救急車の適正利用が全国的にも課題になっており、いざというときに、可能な限り「Q助」の活用を望まれますが、本市においては、これまでどのように周知に努めてこられたのかお伺いします。

以上で、壇上からの私の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　ただいまの春日洋子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの春日議員御質問の行政問題の第１点目、災害備蓄品の配置状況の公表については私から、そのほかにつきましては担当部長からお答えをさせますので、御了承を願いたいと存じます。

内閣府は、昨今の激甚化する災害への対応が急務となる中で、災害対策基本法等の一部を改正し、地方自治体が備蓄する保存食や簡易トイレといった災害用物資、機材等の備蓄状況について公表することを義務づけるとしており、本年６月からの施行を目指しているところでございます。

昨年１月に発生した能登半島地震では、災害用物資の備蓄量が少なかった地方自治体において、被災者への支援に遅れが生じる等の課題が見受けられたことから、平時からの備えを強化する取組を促進するとしているところであります。

御質問の災害備蓄品等の配置状況につきましては、現在、国際交流スポーツセンター備蓄倉庫やホスピタルパーク、指定緊急避難場所となる小・中学校等に配置しているところでございます。

当市の災害用物資の備蓄状況は、外部に公表しておりませんが、令和６年１１月に国が実施した全国の災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果が内閣府のホームページに公表されており、他市との比較は、自治体の規模や地理的な条件が異なることから難しいものの、避難生活に必要な備蓄品として、主食のアルファ化米、飲料水、携帯トイレ、毛布等について、三沢市備蓄計画に基づいた配備数量を確保しており、充足しているものと認識しております。

また、災害備蓄品の配置状況の公表につきましては、平時からの備えを確実なものにするとともに、透明性を確保する仕組みを設けることで、市民の皆様に安心していただけるよう、準備が整い次第、公表してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○副議長（佐々木卓也君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　行政問題のライフジャケットを活用した避難訓練の導入についてお答えいたします。

当市の沿岸地域においては、最大クラスの地震が発生した場合、広範囲に及ぶ津波が懸念されているところでございます。

このことから、津波の発生が予測される場合には、速やかに浸水想定区域から退避する必要があることから、例年、北部地区地域学校共同防災訓練により、小・中学校合同で津波発生時の避難行動について確認を行っているところでございます。

この訓練は、教職員はもとより、生徒が実際の避難行動を体験することで、有事の迅速な行動を学習する場となるなど、一定の成果をもたらしているものと認識しているところでございますが、万が一、避難が遅れた際の対策が課題となっております。

このような中で、他県の先進的な小・中学校においては、浮力を持つライフジャケットを着用することで、津波に飲み込まれた場合などを想定した命の危険を逃れる訓練に取り組んでおり、示唆に富む成果を得ているものと思っております。

議員御提案のライフジャケットを活用した避難訓練の導入につきましては、津波から子供たちの命を守る取組として大変有効なものと認識しております。

このことから、小・中学校はもとより、関係団体等とも連携を図りながら、訓練実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本京子君）　行政問題の第３点目、認知症の人に寄り添うケア技法「ユマニチュード」の普及についてお答えいたします。

現在、全国的に高齢化の進行に伴い、認知症と診断される人が増加傾向にあるため、介護者の負担も増えることが見込まれております。

このような状況の中で、「ユマニチュード」は「見る」、「話す」、「触れる」、「立つ」の四つを柱とした認知症の人の人間らしさを尊重するためのケア技法で、認知症の人と良好な関係を築き、介護者の負担軽減につながるとされています。

当市におきましては、早期診断、早期対応を図り、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指し、平成３０年度から総合相談支援事業のほか、認知症サポーター養成講座、認知症カフェなど、様々な認知症施策の推進事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

特に、認知症サポーター養成講座については、一般市民、企業の方々、児童・生徒など幅広い年代の方々を対象に実施しており、認知症が起きる仕組みや対応の心得など、認知症に関する知識及び認知症の人への理解を深め、正しい実践力をつける学びの場となっております。

当市では、現在、「ユマニチュード」に関する取組は実施しておりませんが、既に独自に研修会を行っている一部の医療・介護施設等では、取り入れることで認知症の方とのコミュニケーションが円滑になり、介護者の負担を軽減することが期待されることから、今後、国やほかの自治体の動向に注視し、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

行政問題の３点目、「ユマニチュード」の普及については、以上でございます。

行政問題の第４点目、認知症の人の行方不明者対策に向けた「おかえりＱＲ」の普及についてお答えいたします。

「おかえりＱＲ」とは、認知症高齢者の方が行方不明になった場合に、発見者が高齢者の洋服や杖などに貼り付けたＱＲコードを読み取り、現在の状況や発見場所などを関係機関、家族に伝えることができる認知症高齢者の見守りツールです。

当市におきましては、高齢者等の見守り事業として、市内で業務を行う民間事業者の協力を得て、高齢者のいつもと違う異変など、気づいたことを市に連絡していただき、安否確認など、適切な支援につなげていく「高齢者ほっとワーク見守り隊」や、認知症により徘徊のおそれがある高齢者の基本情報を事前に市に登録することで、実際に行方不明になったときに少しでも早く安全を確保し、御家族の元へ帰ることができるよう支援する「ＳＯＳネットワーク　安心ねっと」など、地域の見守りネットワークの構築による支援に積極的に取り組んでいるところであります。

今後、認知症高齢者の増加に備え、「おかえりＱＲ」のような見守りツールにつきましても、現在行っている事業と併せて情報提供し、既に導入を図っている他自治体の取組を参考にしながら、必要な支援等について検討してまいりたいと考えています。

行政問題の４点目については、以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　消防長。

○消防長（田中　誠君）　行政問題の第５点目、「Ｌｉｖｅ１１９」の活用に向けての周知についてお答えいたします。

「Ｌｉｖｅ１１９」は、通常の１１９番通報に対し、音声だけでは伝えることが難しい、症病、火災、事故の正確な情報を映像でリアルタイムに伝えることができるシステムでございます。

また、通報者が撮影する災害現場の映像を消防司令員が確認することで、現場の状況を把握することができるため、消防活動及び効果的な応急手当の指導に寄与するものでございます。

上十三消防指令センターでは、令和６年４月より、「Ｌｉｖｅ１１９映像伝送システム」を導入しており、運用に当たっては、プライバシー保護や映像データの保存方法などについて十分に検討を進め、通報者の同意を得た上で活用することとしております。

御質問の「Ｌｉｖｅ１１９」の周知につきましては、広報みさわ及び市ホームページにより行っているほか、消防訓練や救命講習会などの機会を捉え、市民への理解促進に努めてまいりました。

今後におきましても、より効果的な周知方法を検討し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

行政問題の第５点目については、以上でございます。

次に、行政問題の第６点目、全国版救急受診アプリ「Ｑ助」の活用についてお答えいたします。

近年、全国的に救急出場件数が増加し、当市におきましても、救急車の出動件数は年々増加傾向にあります。

全国版救急受診アプリ「Ｑ助」は、総務省消防庁が平成２９年５月から提供しているスマートフォン向けのアプリケーションであり、急な病気やけがが生じたときに、救急車を呼ぶべきか、自身で病院を受診すべきか、緊急度を判定し、利用者が簡単な質問に答えることで、症状の緊急度に応じた対応が分かりやすく表示されるものです。

例えば「今すぐ救急車を呼びましょう」や「早めに病院に行きましょう」などの画面が表示され、必要に応じて、そのまま１１９番に通報することができます。また、近くの医療機関やタクシーを検索することもできます。

御質問の全国版救急受診アプリ「Ｑ助」の活用につきましては、救急車の適正利用と市民の安全・安心につながることから、市ホームページで周知を行ってまいったところでございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　春日議員。

○１５番（春日洋子君）　御答弁ありがとうございました。それでは、質問順に再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、行政問題の１点目、災害備蓄品の配置状況の公表について再質問をさせていただきます。

ただいまの市長の御答弁の中で、市民の皆様に透明性を確保するという仕組みを設けて公表していただけるということで受け止めました。

様々、国での求めに応じての公表でありましたけれども、充足しているだろうとは思いつつも、実際に改めてどういうふうになっているのかなと思いもあっての質問とさせていただきました。

それで、先ほどの答弁をいただきましたとおり、公表についてでございますけれども、どのような形で公表をしていただくのか。また、公表の時期としては、およそいつ頃をめどとして公表していくお考えなのか。現時点でお答えできる範囲で、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、公表の仕方というか、透明性の確保というところになるかと思いますけれども、まず、備蓄状況の公表については、先ほど市長から答弁があったように、市としては公表はしてございません。その代わり、備蓄計画というものはホームページに公表してございます。

透明性という観点でいけば、備蓄計画は、基本方針のほかに備蓄数量というものがございますので、この数量に対して、現在、三沢市ではこのぐらいの備蓄がありますよという見やすい形で公表したいと考えてございます。

公表の時期につきましては、国から、まだいつになるかというのは見えていませんが、市とすれば、６月中に公表したいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　春日議員。

○１５番（春日洋子君）　ありがとうございました。

国での求めに応じての公表は、これは当然でございますけれども、市民の皆様に向けてもという思いに至ったのは、現状、計画は公表している。私もそれに目を通させていただきました。現実に、どの場所に、何が備蓄されているのか、市民の皆様にもそのことを理解していただいたほうが、有事の際、市ではこういう備蓄はしていただいているけれども、それぞれの家庭の状況に応じて自らも備蓄、避難するに当たっての物資等々を携えて避難をするという、日頃からの備えということで、また意識が高まるのではないかという思いでの再質問でございました。ありがとうございました。

次に、２点目のライフジャケットを活用した避難訓練の導入について、再質問させていただきます。

こちらのライフジャケットを活用した避難訓練は、前段でも申し上げましたとおり、私の住む津波浸水想定区域、いわゆる北部地域でございます。また、東部地域においても、太平洋に面している場所が多数ございます。

どうしても、いざとなったときに、津波からどう逃れるか、いかにして命を守って避難するか、自力でいける人、手助けが必要な人、子供たち、高齢者、様々な背景の中で、まずはライフジャケット、万が一にも津波に飲み込まれたとき、水上に浮いていれば、いずれ支援、救援の方がおいでいただいたときに命が助かる最大のものであるという声が届いたことから、今回の質問にさせていただきました。

総務部長から、非常に前向きな答弁をいただいたなという思いでございました。この導入に向けてでありますけれども、御答弁の中で、総務部長より、まずは小・中学校との連携はもちろんのこと、加えて、関係団体との連携を図りながら検討してまいりたいという趣旨の御答弁でございました。

そこで、参考にお聞かせいただきたいのですけれども、今後、検討されるに当たり、どのような団体の皆様と連携をされていくお考えであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（佐々木卓也君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

答弁の中で、訓練の実施に当たって、学校はもちろんですけれども、関係団体との連携を図りながらということで、どういったものを想定しているのかということについて御回答したいと思います。

まず、訓練の実施に当たって、やはり子供たちになりますので、避難行動の指導とか、それをやることによっての効果検証という作業も必要になってくるかと思います。

そういう意味でいきますと、市内の団体でいけば、例えば防災協会とか防災士会などと連携しながら、まずは取組をやって、どこに課題があるのか、どういうふうにしたら効果的になるのかというところを探りながら、導入に向けての検討を前に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　春日議員。

○１５番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、３点目の認知症の人に寄り添うケア技法「ユマニチュード」の普及についての再質問はございません。

先ほど答弁もいただきまして、「ユマニチュード」は、まだまだこれからの広まりを期待するところでありますけれども、かつて、日本ユマニチュード学会の本田美和子代表理事を講師にお迎えしてのオンライン講演を拝聴する機会がございまして、なるほど、介護者の方々、在宅介護の方であっても、またお仕事で従事をしている方々にとっても、「ユマニチュード」の知識を得て身につけることが、どれほどそれぞれに負担軽減につながる効果があることなのだろうなということを痛切に感じたところでございます。

この講演の中で、先進的に取り組んでいる自治体の御紹介がありましたけれども、福岡市では、市民講座を受けた市民の皆様から「もっと早く知っていればよかった」、「自分は、介護は一段落してしまったけれども、今後、周りの方々に「ユマニチュード」を伝えていきたい」という声が届いたそうで、現在は５５人の地域リーダーの方々が誕生しているということを知ることとなりました。

もう既に、担当課の皆様も、また関係する方々も、御存じかと思いますけれども、ＮＨＫ厚生文化事業団では、「ユマニチュード」を学んだ家族、当事者のドキュメンタリー番組、また、「ユマニチュード」の基本を学べる映像を無料で貸し出ししているということでございました。

ですので、もし今後、機会がございましたら、これらも活用しての学ぶ機会を、今後ですけれども、何か企画等々計画もしていただければありがたいかなと私なりに思っているところでありますので、御検討いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問はございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、４点目の認知症の人の行方不明者対策に向けた「おかえりＱＲ」の普及について再質問させていただきます。

私の身の回りでも、地域の中でも、行方不明になって、いまだ所在が分からないまま、かなりの年数がたった方、それから、諦めかけていたときに発見された方等々、今回この「おかえりＱＲ」のことでいろいろな思いをめぐらしたときに、身近な方、御家族でいろいろ苦労し、地域の方々も必死で捜索に協力したわけですけれども、所在をつかむことができなかった。いまだに見つからない方も現在地域の中でいらっしゃる。そういう状況が走馬灯のように思い浮かびました。

そこで、いろいろな手法もありますけれども、このＱＲコードについても、いろいろなメーカーのものがあるのだなということも今回改めて学ぶ機会となりました。

そこで、御答弁の中で「おかえりＱＲ」について、情報を提供してまいりたいという趣旨の御答弁もございました。この機会に、今

後考えられることとして、どのように情報を提供していただけるのかなということを思ったところでございますので、この場でお答えできる範囲でお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本京子君）　春日議員の再質問、「おかえりＱＲ」を今後どのように周知していくかという御質問でした。

まずは、認知症高齢者やその家族の方、関係機関などに、「おかえりＱＲ」のような高齢者の見守りツールがあるということを周知していきたいと思います。

さらに活用していくには、それを発見した側が、いつもと違うと感じた高齢者の持ち物にＱＲコードのシールが貼ってあるのを見つけた場合には、スマートフォンで読み取るということを一般の方にも周知してまいりたいと考えております。

そのシールが、身元を特定するための緊急連絡先につながっているものだということをまずは市民の方々に周知していくことが大切だと思っておりますので、これから情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　春日議員。

○１５番（春日洋子君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、５点目の「Ｌｉｖｅ１１９」の活用に向けての周知について再質問させていただきます。

これまで、「Ｌｉｖｅ１１９」につきましては周知の内容でございましたけれども、まずは広報みさわで掲載した。そしてまた、市のホームページでも周知に努めた。さらには、機会を捉えて救急救命講習等々でもお知らせをさせていただいたということで、周知に努めていただいてきたことは理解させていただきます。

私も、「Ｌｉｖｅ１１９」について、現実に文字だけではなく、どういうものなのかなと思いながら検索しておりましたら、他の自治体でもあるかもしれませんけれども、私が一番強烈に目についたのが、東京消防庁でございました。

東京消防庁では、「Ｌｉｖｅ１１９」の使い方を理解していただくために、実際に、場面を再現した動画を配信してございました。とても分かりやすいです。まず、通信指令センターに救急の電話がかかります。そして、そのまんま現場で倒れている方、例えば心臓マッサージが必要であれば、こうだ。またマッサージの仕方についても、その方をスマホでカメラ機能にして、その場所を見て、実際にマッサージをしている状況を見て、ちょっとこういうふうに変えたほうがいいとか、アドバイスをされている。非常に分かりやすい。リアルタイムで、今まさに臨場感あふれた動画ですけれども、そんなに長い時間ではなく、非常に分かりやすい。繰り返し、繰り返し、見ました。こういう内容の動画です。

広報みさわは、毎戸配布ですので必ず見ていただいているけれども、見ても、そのままさらりと横に置いている方もいるでしょうし、またホームページにもたどり着かない方もいらっしゃるでしょうね。いろいろな環境の中で。

ですので、私は、三沢市の強みというのはマックテレビでございますので、マックテレビを見ていらっしゃる皆さんの状況というのが、非常に日頃からマックテレビに情報をいろいろ出してくれるので、それをしっかりと見ているという声を日頃よく聞いておりまして、可能であれば、こういう動画、文字だけではなく、実際にこういう手順で通報するのだということが見て取れるのは動画ではないかなということを私なりには思っているところでありますので、動画の配信ということで検討していただきたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（佐々木卓也君）　消防長。

○消防長（田中　誠君）　今後におきましては、ただいま御提案いただきましたマックテ

レビでの「Ｌｉｖｅ１１９」の活用方法について、動画を放送するとともに、各種イベント時に広報活動を実施してまいりたいと考えております。

それによって、市民の理解を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　春日議員。

○１５番（春日洋子君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、６点目の全国版救急受診アプリ「Ｑ助」の活用について再質問させていただきます。

御答弁の中で、消防長からいただいたとおりでございますけれども、「Ｑ助」についても、消防本部ホームページで情報提供されていて、とても分かれやすいホームページでございまして、なるほどと思ったところでございます。

消防本部のホームページは、ちょっと認識不足で大変申し訳ないことですけれども、他のところで「Ｑ助」を知って、どの程度の認知度があるのかなという思いになったところでございます。

先ほどの「Ｌｉｖｅ１１９」と同様でありますけれども、可能な限り、マックテレビで放送していただく取組も大事かと思います。

また、アプリを取り込むわけですので、全国版救急受診アプリ「Ｑ助」のポスターはあるのでしょうか。もしポスターがあれば、ＱＲコードがそこにあれば、その場ででも取り込むことができるのかなと。

ポスターであったり、チラシであったり、ちょっとそんなことも思っておりまして、広く周知をしていくという意味合いで、これまで以上にホームページに加えて、可能な限り幅広く周知していただくのがよろしいのではないかという思いでございました。

やはり、救急車の適正利用ということが主題で、これが目的になってございますので、広く認知度を高めていくということを考えますと、さらなる取組が必要かと思っての質問でございますけれども、この点については、現時点での御見解がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（佐々木卓也君）　消防長。

○消防長（田中　誠君）　今後におきましては、リーフレットを毎戸配布する予定としております。

こういったものでして、こちらにＱＲコードが載っているものでございます。また「Ｌｉｖｅ１１９」と同様に、マックテレビでの利用、全国版救急受診アプリ「Ｑ助」の利用方法の動画を放送することで、市民の理解を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　以上で、春日洋子議員の質問を終わります。

それでは、市政に対する一般質問を次に移ります。

久保田隆二議員の登壇をお願いします。

久保田議員。

○４番（久保田隆二君）　４番、市民クラブの久保田隆二です。事前の通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、市職員の兼業・副業について質問いたします。

本年１月、首相が施政方針演説の第１の柱、「若者や女性にも選ばれる地方」の中で、「地方公務員の兼業・副業の弾力化、会計年度任用職員の在り方の見直し等により、地域の中の方々が力を発揮できる環境を整備します」と発言され、本年度中に、総務省から各自治体へ、地方公務員の兼業・副業の許可基準の目安になる方針が示される予定になっておりますが、次の２点についてお伺いします。

１点目、市職員の兼業・副業の現状についてですが、地方公務員の兼業・副業については、地方公務員法第３８条、営利企業への従事等の制限において、職員は任命権者の許可なく兼業・副業することが禁止されています。

具体的には、次の三つの項目が当該条文に

おいて禁止されています。まず、①営利団体の役員等になること。次に、②自ら営利企業を営むこと。最後に、③報酬を得て事業や事務に従事することであり、これらの項目が任命権者に許可を取らなければならない対象範囲とされています。

当市における兼業・副業について、許可のフローや実際に許可を出している内容など、市職員の兼業・副業の現状についてお伺いします。

２点目、当市における地方公務員の兼業・副業の弾力化への今後の取組についてですが、他の自治体においては、既に兼業・副業の弾力化に取り組んでいる事例もございます。

県内では、弘前市が令和３年度より市職員のリンゴ農家への兼業を認めており、農家の人材不足を補いながら、市職員が地域の中で活動する機会をつくることで、兼業が地域を知れるフィールドワークのような役割も担っていると考えています。

一方で、兼業・副業の弾力化のデメリットとして、兼業・副業に時間を取られてしまい、十分に休息が取れないなど、本業である公務員としての仕事に支障が出る可能性もあることから、適切なルールをつくる必要があると考えています。

今年度中に、総務省から各自治体に許可基準の目安になる方針が示される予定でありますが、当市における地方公務員の兼業・副業の弾力化への今後の取組についてお伺いします。

次に、ネット広告を活用した特産品の販路開拓について質問いたします。

一般的に、商品を開発した後、まずは自社のネットショップを制作したり、モールと呼ばれるアマゾンや楽天などに自社商品を出品するなど、ネット上の販売環境を整えます。自社のネットショップやアマゾン・楽天などのネットショッピングサイトへ記載するだけで、商品を販売することができればいいのですが、競合他社の商品も多い中で、なかなかアクセスを集めること自体が難しい場合もあります。

そもそも商品ページにアクセスが集まらないという課題を解決する手段として、ネット広告を活用し、ネット上で商品ページにアクセスを集め、商品購入につなげる事例があります。

ネット広告は、表示回数やアクセス数に応じた料金が発生することから、採算が合わない場合も多いですが、継続購入を前提とした顧客生涯価値（ＬＴＶ）という観点で計算することで、採算を合わせることも可能だと考えています。

例えばですけれども、１個販売した際の粗利が１，０００円の商品を販売する場合、単純計算で１個販売するのに１，０００円以上の広告費を使うと粗利がなくなるため、１個販売する際の広告費は１，０００円以下にしなければならないですが、１，０００円以下の広告費で商品を販売するのが難しい場合もございます。

一方で、商品や会社のファンになり、何度も商品を継続購入してくれる顧客を探す場合、先ほどの例に戻りますが、顧客が粗利１，０００円の商品を１回だけでなく、継続的に５回購入すると想定しますと、５，０００円の粗利が得られる計算となり、仮に初回１個販売するための広告費が３，０００円かかり、一時的に赤字になったとしても、その顧客がリピート購入し、将来的に５，０００円の粗利をもたらしてくれる場合、初回広告の３，０００円は後から回収できるという計算が成り立つと考えます。

この考えは、商品を継続的に購入してもらえるかという、商品や会社の魅力にかなり依存する手法でありますし、初回に一定以上の広告費用を投下する必要があるなどのリスクもあります。しかしながら、商品や会社の魅力がよければ、シンプルに継続購入してくれるため、大きな市場や売上げを狙えなくても、全国の中からこつこつと目の前のファンを増やしていくことが可能であると考えてい

ます。

ネット広告を活用した特産品の販路開拓について、当市の御見解を伺います。

以上で、私の壇上からの一般質問を終了いたします。御答弁よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　ただいまの久保田隆二議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの久保田議員御質問の行政問題の第２点目、ネット広告を活用した特産品の販路開拓については私から、そのほかにつきましては副市長並びに総務部長からお答えさせますので、御了承願いたいと存じます。

当市には、ゴボウ、長芋、ニンニク等の農産物や、昼イカ、ホッキガイ、ヒラメ等の水産物、鶏卵やブランドポーク等の畜産物など、豊富で良質な一次産品がございます。

これらの特産品の認知度向上には、特産品を広く宣伝するＳＮＳや、ウェブサイトを活用した情報発信、各種イベントへの参加など、多様な手法を用いることが有効であることから、平成２５年度から三沢市特産品販路開拓事業費補助金を設け、市内事業者に対し、県内や首都圏等で開催されるイベント、展示会及び商談会への出展、販路開拓のための調査・研究、ＰＲ用販売促進物、ホームページ作成等に要する経費の一部を補助する支援を実施してまいりました。

御質問のネット広告を活用した特産品の販路開拓は、近年のデジタル化の進展に伴い、若年層や都市部の消費者等、様々な層へのＰＲができるほか、ライフタイムバリューの向上にもつながるものと認識しております。

今後におきましても、ネット広告も補助対象である当該補助金による支援を継続するとともに、ネット広告のコスト効果や、事業者の技術的なハードル等をしっかりと捉えた上で、事業者が主体性を持って販路拡大に向けた事業展開が可能となるよう、引き続き施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（佐々木卓也君）　副市長。

○副市長（佐々木亮君）　行政問題の市職員の兼業・副業についての第１点目、市職員の兼業・副業の現状についてお答えいたします。

先ほど、議員の質問にもございましたように、地方公務員の兼業・副業につきましては、地方公務員法第３８条、営利企業への従事等の制限の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等を兼ねること、自ら営利企業を営むこと、また報酬を得る事業や事務に従事することはできないとされており、服務の根本基準に反することのないよう制限されております。

当市における職員の兼業・副業の現状についてでございますが、職員に対しては、毎年度、庁内グループウェアを通じて、地方公務員法の規定による営利企業への従事等の制限を周知しており、許可なく従事等をすることがないように努めております。

また、届出に対する許可につきましては、職務専念義務に影響がないか、特別な利害関係が発生することで職務の公正の確保に影響がないか、職員の品位が保持されるかという観点から判断して許可しているところでございます。

なお、これまでの許可事例としましては、特別職として委嘱される国勢調査等の調査員を兼業することや、消防団員の兼業、太陽光発電による売電収入、相続に伴う不動産収入の発生等がございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　行政問題の市職員の兼業・副業についての第２点目、当市における公務員の兼業・副業の弾力化への今後の取組についてお答えいたします。

総務省では、社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方に関する検討会、働き方分

科会において、地方公務員の兼業について議論されており、また、第２１７回国会における石破内閣総理大臣の施政方針演説においても、「令和の日本列島改造」として、５本の柱を掲げ、第１の柱「若者や女性にも選ばれる地方」の中で「地方公務員の兼業・副業の弾力化」が挙げられております。

人口減少に伴う人材の希少化を背景として、地方公務員は公務以外における社会貢献活動等が期待されており、また、そのような活動は、兼業する職員自身の自律的なキャリア形成や、スキルアップによる自己実現等にも有効と考えられております。

県内では、先ほど議員からもお話がありましたように、弘前市職員によるリンゴ生産アルバイトの兼業に関する許可基準等を定めた農作業における労働者不足を補っている事例が知られておりますが、当市といたしましても、地域活動に関する兼業は持続可能な地域社会にもつながり、さらには職員が地域社会に貢献する活動を従事する中で、活動から得た学びを職務に生かすことで、行政サービスの向上にもつながるものと考えております。

今後におきましては、国の動向や他自治体の先進事例を参考として、兼業許可の公平性、透明性を確保し、地域活動等の兼業を希望する職員がためらわずに許可申請できるようにすることで、地域活動等に関する兼業を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　久保田議員。

○４番（久保田隆二君）　御答弁いただきましてありがとうございました。再質問あるものは、再質問させていただきたいと思います。

まずは、１番の市職員の兼業・副業についての（１）の市職員の兼業・副業の現状について、御答弁いただきましてありがとうございました。

今、地方公務員法第３８条に許可を取らなければいけないとされているものに関して、実際に許可を出した事例として、消防団員とか相続、国勢調査員といったところを挙げていただきまして、一応私としても理解することができました。

今まで、こういった許可を出している事例で、どれぐらいの件数があったのかというところが、把握されている範囲で構いませんので、ぜひ御答弁いただきたいと思っております。

○副議長（佐々木卓也君）　総務部長。

○総務部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど副市長から、これまでの事例としてということで、特別職とする国勢調査員等に許可を出しているという御答弁を申し上げました。

これまでの現状といたしましては、具体的な件数、実績になりますけれども、今年度でいきますと、６月１日現在、２件となってございます。

内訳は、学校運営協議会委員、少年補導協力員となってございます。これは、いずれも非営利企業活動でございますが、報酬や謝礼がありますので、許可をしているというような状況でございます。

それから、令和６年度におきましては７件でございまして、内訳は、不動産が５件、通訳が１件、委員謝礼が１件の許可事例がございます。

そのほか、農林業センサス調査員もあるのですけれども、これが１０名、消防団員の兼業が３名というような従事許可の実績がございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　久保田議員。

○４番（久保田隆二君）　丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。再々質問はございません。

思った以上に、３８条で許可している事例があるのだなというところで、私として理解が進みました。１番については、以上になります。

２番について、これから、多分、総務省か

らガイドラインが示されることになると思いますので、そういったものをうまく見ながら、そこで市としてどういうふうなルールづくりをしていくのかというところを検討していただければと思います。再質問はございません。

２番目のネット広告を活用した特産品の販路開拓についてなのですけれども、もしかしたら、答弁を聞き漏らしたかもしれないのですけれども、副市長の答弁の中で、特産品の販路開拓の事業費補助金の中で、ネット広告を使えるような話がもしかしたら今出たかなと思っていまして、仮に事業者がネット広告を使いたいとなった場合に、先ほど答弁の中でありました、特産品の販路開拓補助事業を使って補助の対象としてネット広告を使える状態にあるのかどうかというところで、もしあるのであれば、どれぐらい補助できるのかといった部分の御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（佐々木卓也君）　経済部長。

○経済部長（坂岡敏行君）　ただいまの三沢市特産品販路開拓事業補助金のネット広告に対する補助が可能かどうかというところと、補助内容について、御説明いたします。

まず、ネット広告に関する活用は、可能でございます。インターネット等を使った宣伝・販売等を行う経費についても対象としておりまして、そのうちの一部として可能となっております。

実際、もう少し細かい御説明をいたしますと、商談会、展示会、物産イベント等への参加に要する経費と市場調査・研究等に対する経費の補助を行う制度となっております。

そして、補助率は、対象経費の２分の１で、上限は１０万円を交付する補助事業となっております。

以上となります。

○副議長（佐々木卓也君）　以上で、久保田隆二議員の質問を終わります。

○副議長（佐々木卓也君）　本日の日程は、以上で終了いたします。

なお、明日も引き続き市政に対する一般質問を行います。

本日は、これをもって散会します。

午後　２時５２分　散会